

第二編 労働争議

概説

前年に於ても東京市電車従業員の罷工、八幡製鐵所、富士瓦斯紡績の罷工等可成り大規模の争議を演出したが、大正十年に於ては大罷工が相前後して頻發した。寧ろ大工場の大半殊に造船及機械製作工場の著しきものは順次争議に見舞はるゝ有様であつた。

一月、東京足立鐵工所、日本鐵工株式会社、兵庫縣橋本造船所、三月、ナツポホルツ時計工場、園池製作所、足尾銅山、尼崎東亞セメント株式会社、東洋鐵伸銅株式会社、汽車製造株式会社、四月、大阪電燈會社、五月、藤永田造船所、六月、横濱内田造船所、住友伸銅所、同鑄鋼所、同電線製造所、此月大阪に罷工類發、七月、川崎造船所、三菱造船所、神戸製鋼所、ダンロップ會社、臺灣製糖會社、九月、横濱船渠、横濱工作所、淺野造船所、十月、石川島造船所の争議等其重要なるものである。

前年に於ける労働争議が經濟界不振の環境に在つて賃銀の低下、失業の不安に對する防禦的抗爭があつたことを特徴とした

が、大正十年に於ても勞資の對抗は依然として労働者の防禦的地位に於ける惡闘、絶望的決死的闘争を以て始終したのである。

年初、東京の足立鐵工所に於ける恐嚇手段は大正十年の勞資の闘争を傾向づけた觀があるが、それは決して偶然ではなかつた。その後恐嚇主義はそれ程の純粹な姿をとつては現はれなかつたが、多くの争議に於て、殊に日鐵、園池、ナツポホルツ時計會社、大阪大電、藤永田、石川島等の争議に於て隨處格闘を演じ流血を見るに到つた。而して神戸の争議に於ては労働者が受身の立場に在つて殺傷の慘事を演じ所謂「拔劍問題」を惹起するに到つた。

争議に對する當業者及び政府の對策には未だ何等の一貫したる方針を推測するを得ず、當業者は一向に労働組合の實在を否認するに急にして、労働者階級に發達し來れる階級意識、組合團結の氣運を察知するの明を覆はれ、争議の解決を遅延し乃至困難ならしめた例は、彼之概ね然りと云つてよいであらう。

また當業者——企業經營者が營利投機に専らにして工場に於ける操業の管理は殆ど之を顧みる餘裕なく、隨て工場に於ける労働組織に就ての知識を缺ける事——我國に於ける工場經營の亂雜さは、多くの争議に於ける交渉委員と重役との折衝に於て遺憾なく暴露せられた。

而してこれ等の事情が原因となり、所謂團結權、團體交渉權が漸次争議の主要々求となり來つたことは、本年度に於ける労働争議に於て最も注目すべき點であらう。而して團體交渉權が更に轉じて工場委員會の要望となつたことは、資本家側が之を以て労働者の闘争的意志を緩和乃至ゴマ化さうとして、政府其他協調會等が之を支持したる等の關係、及び其成績より見て勞資協調的要求なりと急進派より罵られたにして、其之を要求したる當初に於ける意志は寧ろ工場内に於ける労働組織を労働者自己の手に管掌し工場立憲の理想に到達せんとしたる、時弊に鑒みたる要望と見るべきであらう。神戸の争議に於ける工場管理の要

求の如き其端の發現である。

更に政府の對策に就て見るに、今日の政情より推して一貫せる確定方針を望むことは、木に縁りて魚を求むるの愚と比べらるるであらうが、老松の影に愕き却て事態を急迫せしめたことが屢々あつたのは公知の事實である、就中東京巢鴨に於けるナツプボルツ時計會社の爭議に於ける警官の壓迫、大阪藤永田の爭議に於て數度交渉委員の歸途を擁して羅し去りたるが如き、前者が足立事件の二の舞を演ずるやを憂ひ、後者に於て大電爭議に於ける不干渉の非難の反動であつたにしても、正常なる取締ではないとされた。殊に神戸爭議の前半に於て「全然其内容に干與せざる方針」（八月十五日内相訓令）を操り、央にして工場管理の宣言の發表せらるゝや、「爭議の解決に暴力を加ふる如きは公安保持の爲め斷じて許すべからざるものなりと信じ」急遽軍隊を出動せしめ、警官の大動員をなし遂に抜劍間題を惹起したるが如き、恐嚇主義の暗影に慄きたりし結果とは云へ、當局の對勞働爭議政策の未だ樹立せられざるを示すもので

ある。唯勞働爭議に際し、社會主義者無政府主義者等の混入に對し官憲が極力之を阻止する方針に出でたるは始終一貫して居た様である。足尾に於て、大阪神戸の爭議に於て、又石川島の爭議に於てその檢束追放を見た事に依つても之を推し得るであらう。

爭議の解決は多く第三者殊に警察當局の調停に依り兩者の歩寄りを見るのであつた。神戸の爭議に際しては市長、知事之が調停に當らんとしたが、兩係爭當事者の拒絶する處となつた。當時勞資雙方の各選任せる第三者の委員會を設置して之が解決を委すべしとの意見が二三聞かれたがこの種の解決方法は未だ實現された例を聞かぬ。

第一 統計

1 同盟罷工月別表 (警保局調査)

イ 件數

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三年	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四年	三	五	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五年	一〇	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六年	一〇	四	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七年	一九	二五	三九	二八	二九	—	—	—	—	—	—	—
八年	一五	一九	一五	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

業別	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年
坑夫	八	四	二	三	八	二	四	四
紡績製糸職工	八	八	一	五	八	一	三	〇
染織職工	一	三	五	二	九	三	四	〇

2 同盟罷業業別表 (警保局調査)

業別	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年
坑夫	一、〇五九	一、一五四	一、三五四	一、五二〇	一、八〇三	二、一三五	二、六三七	三、一〇六
紡績製糸職工	一、三〇一	七八一	一、八一	一、〇八三	四、〇六五	二、三三五	三、三三八	三、三三五
染織職工	三、三〇八	二、九一	九、四九	二、七八六	三、八五七	一、二一八	一、二一八	一、二一八

第二 主要なる争議の記録

1 足立製作所破壊事件

三越洋服部の罷業の終局と共に大正十年を迎へた東京の労働組合界は、年頭十二日夜爆發した凄愴な事件に極度の緊張を見せた。

東京市外吾嬭町在足立機械製作所は、其辛辣な絞取、低廉な賃銀、不完全な設備に於て東京有数の「鬼工場」として聞えたものであつた。東京鐵工組合の闘將泉忠氏は昨年暮身を挺して其工場に入り、爾來數旬彼の異常なる宣傳力は忽ちにして工場を擧げて東京鐵工組合に加入せしめた。

東京鐵工組合は大正七年夏創立せられた友愛會所屬の最初の職業組合にして、熟練機械工の組合であつたが、其二百餘の組合員は概ね思想及行動に於て進歩せる階段にある粒揃ひの闘士の集團であつた。而して爾來比較的高率の會費と入會金を徴收し、規約及共済制度に於て模範的な職工組合と目されて居たが、當時は既に會則を改め會費を低減し、共済制度を全廢し、基金なき組合として一層潑刺たる活動を試みようとして居たが、泉氏は此組合の中に於て「執行委員長」の綽名を冠せら

職業	六年	七年	八年	九年	一〇年
機械金屬品製造職工	二、五二	五〇	四、五三	八七	二、三三
造船職工	二、八七	九	六、九四〇	六	四、七九二
窯業職工	三、三六	三三	一、三六八	二二	一、六〇二
化學工業職工	三、八五	三六	四、八八	四	三、七三
大工木工及木挽	二、三五	二六	一、八二	三	二、九三
諸人夫仲仕	四、二六	五八	三、七四	四	四、九八
鹽田稼人夫	二、八〇	一五	三、八八	二	一、四四
船員及船夫	七、七九	六	一、〇七	三	一、一四
其他	四、四三	三	四、五九	二	八、五三
合計	三九、七〇	四七	六、四五七	四七	三六、三七

3 同盟罷業原因別表 (警保局調査)

件名	六年	七年	八年	九年	一〇年
賃銀増額要求	三〇四	三〇〇	四〇〇	一五	一、九六
賃銀減額反對	一、二九	一、二七	一、二七	六	八、二九
待遇改善要求	三	六	二	二	二、九四
監督者ニ對スル反抗	七	一六	一八	一六	三、四三
其他	五	三	三	三	二、一〇
合計	三九	四七	四七	三三	三六、三七

4 同盟罷業結果別表 (警保局調査)

件名	六年	七年	八年	九年	一〇年
妥協	一七	二〇	二六	一四	一七
要求貫徹	八七	六〇	六三	三	三、五四
要求撤回	九三	八四	八〇	四	四、三六
要求拒絶	五	六	九	五	一〇、四六
合計	三九	四七	四七	三三	三六、三七

労働争議

れて居た。

労働組合を蛇蝎の如く恐れて居た工場主足立泰治氏は周章狼狽先づ泉氏を買収せんとしたが成らず(労働十卷三號八頁)廿九日職務怠慢を名として同氏を馘首したが、三十一日には更に工場に掲示して曰く

大正九年十二月廿九日限り、全部職工を解雇す、右に對して今後如何なる方法を探ると雖、團體復職は拒絶す、但し個人として復職を希望するものは詮議の上採用することあるべし、右希望者は申出でらるべし。

とあつたが、職工等は既に二十九日を以て終業したのであるから、休業中の掲示は無効なり、廿九日の掲示に基き、一月六日を以て仕事を始むべく、同日は定時の七時二十分より機械を運轉すべし、若し工場が之を妨ぐるならば、工場の門を乗り越えても機械を運轉せずには措かないと甲合せ、兼ねて鬱積せる不平は激越の敵愾心となつて既に全職工を包むだ。

越えて一月六日、工場主は突然都合上當分休業する旨を宣告し、堅く工場を閉鎖したが、職工は工場内に押入り労働歌を高唱して示威運動を試み、一方交渉委員を擧げ

て無條件復職を迫つた。工場主は之を容れず、更に退職手当の要求に就ても「職工側より争端を開き解雇の止むなきに至らしめしにより手当を支給すべき限りにあらず」(豫審調書)と言下に刎ねつけて了つた。

斯くして事態は漸次暗轉せざるを得なかつた。一月十一日日本所區向島請地佛教説教所に東京鐵工組合本所支部の發會式を擧げ、翌十二日も同所に會合し凝議ある處があつたが、其夜遂に泉氏以下四十餘名の職工が工場を襲撃し、工場主を殴打し、事務員を負傷せしめ、工場の機械約二十五臺の重要部を殆ど破壊し去るに到つた、我労働運動史上空前の事件を現出した。

同事件は労働運動の極端なる悪化なりとして資本家階級は勿論、社會を戦慄せしめたが、官憲に對しても深大な注意を喚起せしめたであらう。川村警保局長は之を評して「我國労働運動史上の一大汚點である。これだから治安警察法の必要があるのだ、治安警察法はどんな事があつても撤廢してはならぬ」と憤慨したと傳へられて居る(東京日々新聞に據る)。

恐慌、事業縮少、解雇、失業と漸次防禦的立場に追ひ詰められ來つた労働者階級には、此の事件が深い暗示を與へた事を否むべくもない。就中爾來極度の迫害と高壓とに依り陰慘な經驗を有する東京方面の労働組合界の闘士の腦裏には悲痛な印象が烙印せられたであらう。

2 日鐵と園池の争議

足立製作所の破壊に端を發した、東京地方に於ける労働争議は、年初の三ヶ月間頻頻として勃發した。それは總べて事業縮少冗員淘汰に對する防禦的苦闘であつたが、労働組合としてこれ等の惡戦を闘ひ抜いたものは、東京鐵工組合であつた。而して彼等の強い團結と、根深い戦闘心とはよく惡戦に堪へ労働運動史上幾多の新記録を作つた。

日本鐵工株式会社の争議が其端を發したのは、足立製作所の破壊に先だつ一日、一月十一日の事業縮少の爲め現在百三十四名中九十名を解雇すべき申渡しに始まる。同工場の職工は總べて東京鐵工組合に屬して

居たが、直ちに臨時總會を開き

一、解雇工手には雇傭期間の長短に拘らず一様に日給百八十日分を支給する事(會社の申出は雇傭期間に應じ最高百二十日分、最低二十日分)

二、再び工手雇入れの場合は、解雇したる工手を以てし、外來の工手を雇入れざる事

三、會社は團結權を認め、此問題に對しては最後迄會社對組合の問題とする事

附帶條件 交渉期間として十五日迄を公休とし、従前通りの日給及手当支給の事

を齎して社長と折衝した、會社は第二、第三及附帶條件を容れた第一條件は容れ得なかつた。罷工は遂に避け難かつた。

……(會社は)昨年下半年期の不況時代に於て株主に對し一割二分の配當を爲し、拂込資本の三倍以上の財産を有す。然して昨年十一月會社が不況に陥りし際會社と運命を共にすとの決議をなし、其意味に於て從來の請負制度を全廢し、且つ従業員相互扶助を目的とし全員の常備制度に改め、此の制度を本年三月末迄實行する事を(會社は)保證したり、然るに其の實行の日尙淺きに不拘ず殘忍横暴なる資本主義本質を以て前述の解雇をせんとせり、我々は會社側の提案を不當とす。

云々の概文を撒布し罷工状態に入つた。會社は回答期たる十五日「如何に金策しても

六千四百圓より出來ざる」旨を以て要求第一條を拒絶したが、職工團は「會社が金策不能の爲め解雇手當を増額し得ずとせば、會社が既に調達せる六千四百圓以外の不足分は、會社の在庫製品を以て代償とすべし、但し發動機の單價一馬力百圓として引渡すべし」と要求した。けれども發動機引渡の要求は到底會社の忍び得ざる處であつた。

職工團は更に轉じて會社帳簿の検査を要請し、一方早大の簿記學教授柳樂健治氏に査閲を依頼した。組合員の中には三名の株主があつたから、權利として帳簿の検査は出來たであらうが、東京鐵工組合の欲した處は、勞働組合としての査閲であつた。之が爲めには組合の幹部は極力折衝したが、二十三日夜遂に左の覺書を得た、(鐵工組合公表の原文の儘)

覺書

諸君より御請求ありたる本社帳簿査閲の件は左記の條件の下に承諾致候也

- 一、紛議を生じたる時は出來得る限り調停に應じ誠意を以て圓滿解決に協力し結局其望み絶えたる後なること
- 二、閱覽者及立會者等は人格あり且其事に利

勞働爭議

害關係なき紳士なること

三、閱覽は本社に於てし本社の仕事に差支なき限に於てすること、但し本社に於ても出來得る限りの便宜を計ること

大正十一年一月廿三日

日本鐵工株式會社

取締役會長 中村愛作

專務取締役 佐野甚之助

東京鐵工組合日鐵支部委員殿

帳簿の検査は遂に實行されなかつたが、製品引渡の要求と共に、我國勞働運動史上特記すべき創意であらう。斯くして罷業半月、二十六日品川警察署長の調停に依り左の條件を以て解決した。

- 一、解雇手當百五十日分支給
- 一、五十日分は現金六千四百圓を以てし、百日分は會社製品の發動機一馬力百十圓に換算し、一ヶ月以内に組合に引渡す事
- 一、二十四日迄の日給を、一時間の歩増を付け支給する事
- 一、年末賞與金を支給し、積立金を拂渡す事

覺書

一、留任者には爭議中公休とし日給及手當を支給する事

- 二、(略)
- 三、今後工手を採用する場合には解雇者を以てする事
- 四、今後と雖も工場内に勞働組合の組織は自

由なる事

日鐵及び園池の罷工に於て注目すべき問題は、工場委員會制度の効果である。日本鐵工株式會社と園池鐵工所と共に、前者は大正七年八月以來、後者は大正九年一月以來工場委員會制度を認め來つたのであつたが、前述日鐵が經濟界の不況の爲め事業不振に陥るや、工場委員會の權限を無視して、職工の馘首を揭示したのであつたが、園池製作所に於ける事件も同様の事例を示した。「罷業の經過を報告し、諸兄の批判と同情に訴ふ」て罷工團よりの長文の報告書に據れば

(前略)昨年一月爭議解決に際して契約せし勞働條件中の一項に「工場委員會を常設し、委員は勞資雙方より一般投票を以て各五名を選出し、職工問題の一切を舉げて委員會に一任するものとす」とあり

(中略)然るに本年一月二十三日に至り會社は工場委員會の權能を無視蹂躪し、專務多賀氏をして左記條件の傳達方を委員會に命令せしめたり

- (一) 請負制度を全廢し、悉く常備とし、最高十二割最低三割の歩増を支給す、但し技術、勤怠、素行等に依り、半月毎に變更する事あるべし

(二) 爾今遅刻者は如何なる理由あるも、且つ一分たりと雖絶對に就業せしめず

(三) 従來の月手當の支給方法を改め、之を日割とし、早退、缺勤は之を支給せず

而して同報告書は更に語を繼いで云ふ。

此れ實に甚しき横暴ならずや、吾人は直ちにその不信食言を責め、反省を求めて努力する事數旬に亘り、遂に二月廿四日「會社の情狀を酌み」左記要求に止めて之を提出せり

(一) 委員會の權限は依然變更なきものたる事

(二) 日給に對して七時間分の歩増を保證する事

(三) 月手當は従前の通りなること

斯くして工場委員會制度は、空文に等しきものとなつたが、労働組合の實力の猶ほ盛ならざる今日に於て、其制度の如何に頼み難き幻影なるかは、既に早く大正十年の初頭に示されたのであつた。

而して罷業を繼ぐること二十餘日要求の拒絶、品川署の壓迫、幹部の檢舉相次で到り、四月三日豪雨に強風の吹き荒む中をいとはず、各労働團體の應援を得て、大示威運動を決定し、午後二時半に隊伍を整へて工場の門内に入り工場を占領して之を管理經營する事を決議して、その意志を表示するために、赤旗を工場の門上に樹て、萬歳を三唱して鐵工組合の本部に引上げた。而して此争議は工場

占領の意思表明を以て終局を告げ、罷工團を解散したのであつた。

東京鐵工組合はこれ等の争議に依て、共に其工場に於ける根據を失ひ、殆ど四散の運命に會つたが、其有力なる闘士は爾來『浪人支部』を組織し、東京に於ける労働組合界の争鬪的分子の中心を形成するに到つた。

3 足尾銅山罷業

其規模の大なる點に於て、神戸の罷業に比すべく、また其解決に對して労働運動者及社會主義の一派の猛烈な非難を惹起し、關東の労働運動に於ける分野を明かにしたる等より見て、足尾銅山の罷業は大正十年度に於ける重要な事件であつた。

事件の發端は三月十四日である。『運動本部日誌』の其日の記録に

通洞支部(全日本鑛夫總聯合會)臨時役員大會を同支部内にて開催す。午後七時四十分。議長可兒義雄君、書記高橋長太郎君。議事題目——本日突發したる通洞第十五區内に於ける罷業事件。可兒君起つて本件に關し同區内に居合せたる大貫小村兩君に對し其實地報告を希望す。兩君は島貫君に一任す。仍て島貫君起つて詳細報告す。

報告——過般來より間代不當なるため本日の罷業に先だちて再三再四會社に訴ふる處ありしも其意を得ず、爲めに二日を經過したる今日突然大部分の坑夫は見張附近に集りたり。然るに何と思ひ違てや採鑛係長調査員等來りて談話の結果知らず識らず罷業状態となりたるものなり。

茲に於て聯合會の之れに對する態度並に運動開始の可否に就き討論の末採決に附したる結果、運動開始六十八尙早八の絶對多數を以て運動開始を可決したのである。

而して翌々十六日の記録には次の如く誌されて居る、

十六日午前十一時通洞金田座に於て通洞支部會員大會を開き、満場一致を以て運動開始を可決し、次に一人は付き基金三圓宛を二十日までに積み立つる事を決議し、左の七ヶ條の要求條件を議決し直ちに騰寫版に附すると共に檄文を作成して會員に配布した。本部に對する通信第一は左の如く報じてゐる。

(前略)去る十四日午後に至り通洞區内第十五區に於て賃銀を中心としての罷業開始との報を聞き不意の事とて驚き入り候も直ちに其夜役員大會を開催の上種々之れが對策を論じ合ひ候結果大體に於て是れを導火線として大運動開始斷行の事に決定越えて十六日金田座に於て會員大會を開き運動開始の可否を投票を以て會員に問ひ候處五百三十對十一の大多數

を以て運動開始を熱叫して止まず、依つて別記七ヶ條の條件を作成仕り基金徴集の最終日二十一日頃を期して實行委員の手に依り鑛業所に肉迫の事に決定いたし候間一應御報告申上置候。追つて事件の進展に依り直ちに委員を上京いたさすべく候。云々

とある。而して其要求條件は次の如くである。以て鑛山に於ける勞働状態と、之に對する勞働者の意見を推知するに足らうから全文を左に掲げる。

第一條 團結權を認め爾後勞働條件の維持及改善は本組合と協議決定なすの件

(理由)團結權とはつまり勞働者の當然の權利である「ストライキ權」のことであつて我國では法律をもつて其利益を阻止されてゐる然るに資本家は資本仲間「トラスト」などを組織して勝手に工場を縮出し又は餓首をして我等の生活を脅かしても何等の制裁もない甚だ不合理である、而して資本家は我等の作れる組合の權利を故意に無視して事毎に我等の社會利益を蹂躪してゐる故に我等は資本家をして我等の權利を是認させ我等の公平な權利を服膺させるのである。

第二條 最低賃銀を一日一圓八十錢と決定なすの件

(理由)資本家は勞働者を出來得る丈け安價に使ふことをのみ考へて居るそして資本主

義といふ今の世の中の狀態では資本主に使はれてゐる以上いつまでも勝手な時に賃銀の低減をする従つて我等の生活は甚だ不安定である、此生活上の不安を除く爲め賃銀の一定即ち一圓八十錢を最低として決定したものである。

第三條 坑口八時間制度實施の件

(理由)現行の現場交代制は坑より數哩の暗黒裡面而かも地下數千尺の現場に於てなすものにて坑口より現場迄の往復時間は猶ほ一時間乃至二時間を要し此時間を勞働時間に算定せざるが故事實に於て我等は九時間或は十時間の勞働を課せられて居るのである。保健上から言つても又時間の點から言つても斯かる非人道的不合理なる現場交代制を廢し合理的な坑口交代制即ち坑口八時間制の實施を要求するものである。

第四條 勤績慰勞手當金は從來五年以上勤績者にのみ支給なせしものを三年以上勤績者より支給し尙且つ退職の際は其理由の如何を問はず支給なさしむる件

(理由)勤績慰勞手當金は現在では自分の都合上罷めた様な場合は現在ある手當支給規則の六分しか支給しない。さうして五年以下の者は此の手當さへとれないのであるから甚だ不當である故に今回之れを三年から勤績した者には規定通りの金額を支給なさしむるのである。

第五條 元二類夫の勤績年限を使役年月日に遡り起算なすの件

(理由)二類夫の勤績手當は十年又は十五年勤績しても其勤績年數に相當する丈の手當をしない大正八年の十月頃は無かつたのです。そして大正八年十月頃から出來た勤績慰勞手當規則制定の日から勘定するので甚だ勞働者は不利益で且つ不都合である故に今回此手當を會社に使はれた時から起算することにするものである。

第六條 鑛務上より來る「ヨロケ」等の疾病者に對し施療及扶助をなさしむるの件

(理由)作業上から來た病氣は現在でも會社では何等の治療も救濟もしてくれないで仕事上から病氣になつた者は皆自分の金で治療をしなければならぬ休業中は食はねばならず甚だ苦しく不合理である故に今回は之を會社で救濟し且つ治療なさしむるのである。

第七條 附屬病院内に接骨醫を新設なすの件

(理由)現在の病院には挫骨した場合等に之を満足に治療する力のある醫者は居ない不幸にも負傷した場合には不具に固めて之以上何とも方法がないと言ふ。不具に治療された者は後に勞働するには差支へ一生悲惨な生活を餘儀なくされる故に今回は此道の専門家の優秀な技倆ある醫者を置かせるさうすれば現在の様な無責任な非人道的なこともなくなる従つて勞働者も亦勞働が出來なくなる様なことは免れるのである。

第八條 公休日日本番賃金を支給なさしむるの件

此事件の原因は勿論不景氣、鑛山業の不振から著しく濃厚になつて來た生活不安に對する勞働者の防衛に在る。當時撒布された檄文の一つにはよく當時の足尾全山の空氣を髣髴せしむるものがある。

不景氣襲來の名の下に吾等はかなり苦しんできた半死半生の瀬戸際まで追ひ詰められて苦しまされて來た。

非人道な資本主義の慾望に炎ゆるやうな心を今までは忍びに忍んで、かすかな露命のみを繋ぎながら今日まで生きて來た。細り行く妻や子供の面影を打ち守りつゝ。

然しもう辛抱が出来ぬ。此まゝ、餓死しては何しに生れ出たのか判らなくなる……時に起つてよ起つてよの天の聲は深く、全山を包んでしまつた。

(中略)當然起るべき戦ひだ吾等は覺悟もして居る相當の確信も出來た今や足尾の全山は基本徴収に檄の撒布に熱狂しつゝある。

四十年の暴動に一昨年のストライキに我等は悲惨な經驗を嘗めて居る秩序立つた運動も無茶苦茶な理不盡な資本機關のある以上何う變化するかは判らない。

全國の同志諸君よ、我等の生死は其時に於て判明する。御多忙ながら御聲援を乞ふ。

大正十年三月十六日

全日本鑛夫總聯合會

足尾聯合會

恐慌の響いて來た銅山の町の生活不安は、素朴率直な坑夫の心を驅つて、辛抱の限界を飛び越えしむるに充分であつたであらうが、更に彼等の心裡に想到し、大事敢行の決意を肯ずるためには、「足尾」を知らなければならぬ。白露を宿す一もとの草すらなく、赤く爛れた岩石の破片で埋められた山、魚も蟲さへも生き得ざる渡良瀬の毒流、精煉の大煙突から吐き出す亞硫酸瓦斯の黃煙、そうした生色のない足尾の天地には、餘りにまさしくと階級が對立して居る。彼等は資本主義組織の眞實を知り、勞働者の身の上をはつきり知るべく、選ばれて足尾に置かれたのであつた。此罷業を起すまでに何程まで煽動の効果があつたかは見界に依ることであらう。生活の不安、困窮に對し人が何程まで忍ぶべきかも抽象的に論じ得ざることである。足尾の罷業を明かにする爲めには「足尾」を背景として考察せねばなるまい。

而して事件は次の如く展開して行つた。

右の要求に對し會社は現下の不景氣に由る事業不振、會社内部の苦痛を述べ「此際

勞働者の待遇改善などなす事は不可能である。萬一勞働者が要求をなすが如き事あらば會社は斷然大革新をなすべし」云々の掲示を坑口に立て、組合に對し一步も譲らざる態度を示して威嚇した。四月二日、鑛業所長實行委員の面會を謝絶。翌三日、各山の實行委員が各山の課長を訪問して要求を提出したが、之を容るゝ餘地絶對になしとして峻拒され、茲に兩者の交渉は愈々斷絶するに到つた。六日、會員大會に於て怠業を決議し。八日、會社は三百三十名の大餓首を斷行した。其殆ど全部は運動の幹部である。十日、大示威運動。十三日より全山罷業状態に陥る。十四日、餓首者の家族大會あり、悲痛なる情景を現出した。一方會社は餓首坑夫に對し長屋の明渡しを迫り、憲兵警官の警備の爲め來足する者漸次多きを加へ、凄愴な暗雲は刻々全山を蓋うて來たが、遂に十八日に到り駐足中の栃木縣保安課長萱場軍藏氏の斡旋に依り、罷工團實行委員及び會社側佐々木敏行氏との間に妥協成り、事件は月餘を越えて落着を見るに到つた。左に會社の發表したる「事件顛末書」

及び運動本部の報告書を採録する。

事件顛末書

- 一、三月中旬一部従業員間に要求条件提示の議起る、依て當初は豫め其内容を調べ一般に此等の事を以て動搖するなきを注意す
- 一、四月二日右要求条件提示ありたれども其多くは當所機關にて相談を了つた事中には既に着手して居つたものもありたる事當所組織上容れ難きものありたる事
- 一、且又右の要求なるものが従業員一般の適當なる代表者になされざりしことの理由により之を拒絶したり
- 一、右拒絶後本要求条件の實行を援助する意味を以て全日本鑛夫聯合組合足尾聯合會は有ゆる手段を以て之れに氣勢を添ふ此間右宣傳の爲め不穩當なる手段をとりたりと認むべきもの屢々なりしは事業者として遺憾之れに過ぎたるはなかりき
- 一、宣傳運動愈々盛んなるに従つて大多數の之れに参加せざりし従業員間に不安を興し一部に追々惡風を生ずるに至りたり
- 一、此時に於て會社は過去數期間存ゆる手段を支持し來りたる業態の維持困難を來したるを以て業務の平靜を期し業務上の都合の理由により三百餘名の解雇者を出したり、之れ事業上は萬止む得ざりしと雖も今日迄の苦心を無にしたる事ともなり遺憾に堪へざりし次第なり
- 一、如何して當山に於ける混雜は次第に複雑

労働爭議

となり或は復職運動となり手當増額となり又は要求条件維持運動となり一方此間に多數世間より人々も入り込み爲めに各種の誤報類出し内外に向つて事態を益々迷宮に入らしめたり

- 一、此間に於て事態を平穩に治むべき方法は當初として之れを知らざるにあらざりしも之れ一時の安を求むるに止り將來に遺憾を止むる事あるべきを虞れ全然初定の方針を固く支持したり
- 一、如此して運動は次第に其内容を變化し手當金の問題尤も主となり來りたるのみならず事態を次第に廣漠の範圍に及ぼし而して世間を騒がすこと次第に甚敷きに至れり
- 一、斯くして一方に内部整理に努めたれども不當の壓迫其他により多數者をして心にもなき休業を續けしむると他方公安維持上一般に掛けたる遺憾少なからず、偶關係官憲及び事件警備隊長として駐在せられたる萱場本縣保安課長の特別なる御心配により、他従業員一般の就業の不安を一刻も早く除去し度き切なる希望と一方世間に對する責を重きさなし遂ひに爰に運動者と當所との直接關係を離し一切を掲げて前記保安課長の公平なる御裁量の前に服すること、なしたる次第なり
- 一、而して結局
- (イ) 其主要々求たりし従業員を代表して當所に交渉するの權利を認めず
- (ロ) 當所各種機關に好意を表せしめ只其

團體が節制あり且つ當所の事業に支障を與へざる限りは其發達に好意を與へ

(ハ) 當所は従業員待遇条件の向上に怠らず注意を拂ひ

(ニ) 解雇者に對しては立退の際若干の旅費を給すること

を以て此局を結ぶこと、なりたる次第なり

大正十年四月十八日

足尾鑛業所

運動本部の報告

會社の容れた条件

- 一、鑛業所は全日本鑛夫總聯合會並に全國坑夫組合の事實的存在を認め鑛業所の業務に支障を及ぼさざる範圍に於ける、發達維持を妨げざるのみならず、之が發達に對し好意を表すべし又二團體は鑛業所の施設に對し好意を表する事
- 二、鑛業所は労働条件の維持及改善に關しては誠意を以て努力すべし、列へば、今回の希望にかゝる各條項中賃金は將來之れを良くするも現在に於ては低下せざること、勤續慰勞手當の件は目下鑛業所に於て改善を考究中、元二類夫の件に就ては事情を參酌して優遇すること、「ヨロケ」の件に關しては向後なるべく寛大にすること、又接骨醫に關しては其主旨を尊重し目下實行に着手中
- 三、職首者に對しては獨身者に十五圓、家族有者に三十圓を旅費として支給すること。

會社は遂に條件を容れた、今日兩方男らしく解決したのだ、然るに夜になつて卑劣にも變てこなものをまきちらした、人格の下劣驚くべしだ、然し何と言つても容れたものだ、そんな馬鹿なものなまきちらせば、それだけ會社の下劣と馬鹿さとを世間に發表すると同じだ、皆だまされてわなにかゝるな。

足尾聯合運動本部

4 足尾争議の紋波

足尾争議に於ける運動本部の行動は、事件の落着前後を通じて一部の労働運動者、社會主義者乃至無政府主義者と目すべき人の非難の標的となつた、左にそれ等の非難の代表的なるもの二三と、運動本部責任者の立場を明かにすべく認められた駁論を採録しよう。又以て大正十年度に於ける労働運動の傾向を推すべき資料となるであらうから。而して又此年以來如何に我國の労働運動に渦がまき、流が單調でなくなつて來たかを推すに足るであらう。

イ 解決前に撒かれたビラ

事件の解決に先だつ二日、十六日の夜闇に紛れて「大衆運動」の同人に依り撒布さ

れたものである。

足尾の労働者諸君に告ぐ

(前略)諸君はもう賃銀のね上げださか、時間の短縮だとかそんなゴマカシ文句にだまされてゐてはならぬ。賃銀が少し上つたかと思ふと同時に物價が上つてゐる。物價が下落したときは賃銀が下落したさきだ。労働者の生活がいつもギリ／＼で、いつ首になるかわからぬと云ふ恐怖に充ちて居ると云ふことは、資本主義制度の續く間は當然のことである。

労働組合運動者は、なぜそんな悪制度を妥協するのだらう。曰く彼等は俺達の指導者でなく味方でもなく、彼等の心底をたゞいて見れば、自分一箇の利益であり、名譽である。彼等の學士と云ふ肩書や、にはか仕込の労働服や、またにえ切らぬ演説は商賣道具にすぎないのだ。

一昨年の同盟罷業で諸君は苦い験しに逢つた今度のやつも同じことだよ。否一層出來が悪いと云ふ違ひだけはある。何となれば今は非常な不景氣で、銅も安いし、古河では休山など一向恐れはせぬ。聞けば「カシカ」には三十人の坑夫があれば充分だと云ふ。「カシカ」さへ持つて居れば古河は充分やつて行けるさ云ふ。そんなあり様のところへ持つて來て、たゞ正々堂々とばかりで、手を組んでじつとしてゐてどうするのだ。その結果は明かなものである。即ち諸君の腹が乾し上る頃、

例のゴマ化し相場でもとのサヤにをさまり、會社はニガ笑ひ、友愛會の計畫は圖に當つて、鈴木の大腹が一層ふくれる位のものだ。

昨年の夏、鑛夫聯盟會足尾支部發會の當時、麻生君は何と云ふ演説をしたか。彼等が指導した從來の運動が失敗に終つたことを告白して、資本家及び官憲の暴力に對するに、労働者の暴力をもつてし、鐵に報いるには鐵拳をもつてする。直接行動は唯一の勝利の戦法だと云うたではないか。

その様に宣言した同一人が、直接行動を起すに最適の機會である今日、その方針には出でずして、幾度か繰り返して幾度も／＼失敗を見たことを今またやつてゐるさは何事か。古河のカ、アに哀願したり、本場の足尾を空にして東京で示威運動をやるなど、呑氣なことを云つたり、また鈴木文治君などが警視廳や古河に頭を下げに行つたり、そんなことが何の直接行動か。してみると彼は最初から諸君を欺くつもりか乃至は今さなつておぢ氣付いたのか、勇敢にして誠意ある麻生君よ、夫れともおそまきながら自ら直接行動の先頭に立つて打死する氣はないか。

直接行動！夫れは諸君に残されたる唯一の活路である。最大の武器である。穴ゴメされたるダイナマイトが山を裂き岩を砕く如く、資本主義制度は諸君の直接行動の前に破碎せらるゝであらう。敵は諸君を蹂躪せんとして

目前にあり、今や躊躇すべき時に非ず。足尾六千の鑛夫諸君よ、何ぞ一齊に立つて敵に殺倒し、之を焼き之を屠らざる。

歐洲の天地を見よ、天を、がす革命の火は、一切の舊制度、舊權力を焼きつくしつゝあるではないか。ロシアに於てドイツに於て、新しき労働者の天地は既に建設せられたではないか。日本全國の労働者は今や革命を熱望しつゝある、諸君にして革命の第一烽火をあげたならば、彼等は翕然として之に應じ日本革命史の第一頁は茲に開かれるであらう。

國家社會黨 宮本市藏
神戸雷芝

ロ 「労働運動」の所論

「足尾争議解決の真相」と題し、同志（第十一號）の論する處に曰く

足尾争議解決の真相

廿日夜、鑛夫總聯合會の主催で、明治會館に開かれた報告演説會は、この解決の真相を極めてよく語つてゐる。

殊にこの演説會は組合運動と所謂社會主義運動との衝突、或は分裂の現はれであるとも見られ、従つて労働運動の全體に關する、重要な問題として注意を惹いてゐる（中略）

司會者加藤勘十君の開會の辭から、既に反對者の聲は盛んに放たれた。その喧騒の中で順次演壇に立つた。罷業幹部の主張を綜合す

労働争議

ると、彼等は斯ういふのだ。「圓滿なる解決を告げ、大勝利を終つた。殊に八ヶ條の要求中、團體を認められたのは、日本労働運動の最初の收穫で犠牲者を出さなかつたのは、運動の進歩による大成功だ！」

これは新聞記者に語つた麻生久君の言葉によつて、更に明瞭に裏書きされてゐる。曰く「事實上團結權を認められたことは一大收穫である。又、労働者は何れも、幹部の命令に能く服従し終始一絲紊れず正々堂々たる運動を續けたことは一般労働者の進歩を意味する、なほ、萱場保安課長並に足尾署長の公明正大なる態度に感謝する」（中略）

主人に蹴飛ばされた奴隷が自ら屈從して事を濟ませたのを「圓滿解決」といふならばこの罷業も確に「圓滿解決」だと言へる。指導者の命令次第になることを、組合運動の進歩といへるならば、これも承認しよう。しかしだ、犠牲者を出すまいと努力して坑夫の意氣を抑へ犠牲者が出る筈もないのに警察を賞め且つ感謝する、指導者の心理は、いつたいどうなんだ？、それも熱烈な應援者を排斥し、警官と終始所謂諒解し合ひつゝだ。（中略）

大勝利の内容に至つては？

噫、指導者等の野心に乗じられた労働者のミシメさよ！反對者として演壇に立つた同志川口君の言葉は、これを痛烈に劔つた。曰く「労働者は悲惨だ敗けたものを勝つたよ叫ばせられるほど、しかく悲惨だ、八ヶ條中重要のものには悉く一蹴され、勝利と叫ぶ一ヶ條の内容

は何事ぞ！既に存在するものの存在を認められたことが何の勝利ぞ！」（中略）

足尾の坑夫自身、及全労働階級の誇りであつた、足尾争議の猛烈な意氣は指導者の爲めに失はしめられた。搾取と強壓に對する反動意志の上に、革命的精神を點火する筈の労働運動は、却つて、その意志を奪ひ、その爆発的精神を抑止して羊の如く猫の如くならしめた。

僕等は僕等の刺戟たる勇敢率直な友を失つた。そして足尾の罷業は解決した。

ハ 争議當事者の駁論

「解放」七月號「足尾争議の顛末」の一節

「労働運動者の立場より」に曰く

今回足尾の罷業に對し或る一派の人々は之れを不快とし反感を抱けるもの、如く四月二十日明治會館に於て開かれたる足尾事件報告演説會に於て、端なくも兩者の間に衝突を來した。是等の人々の叫ぶ處は「何故に今回の罷業に暴力を用ひざりしや」「何故に監獄に行き如き行動をなさざりしや」と云ふ事に一致してゐる様である。

我々は自ら労働組合運動をなしつゝある立場から、此際を機として我々の立場を明かにして置く事の必要を感じる。

我々は必ずしも暴力を否定する者ではない。あらゆる意味に於て力が根柢をなす人類の社會に於て争闘の最後に絶対に暴力を否定

し得ざる事は今日の國家相互の關係が明かに立證する處である。

今回の爭議に於て、眞に労働運動の眞諦を體得せる多くの幹部は止むを得ずむば生命を堵しても休山せしむべきを覺悟してゐた。(中略)

併しながら我々は出來得る限り暴力を避けむ事を欲する。何故ならば現今我國に於ける鑛山労働運動の状態より押して、直ちに斯くの如き方法に出づれば多くの場合極めて安價なる騷擾に終り(過去の例に依りて立證さる)僅少なる損害を資本家に與へて徒らに官憲の容喙を繁くし多大の犠牲を労働者側に拂はしめ、結局組合を破壊するに終るからである。我々は安價なる痛快を絶対に好まない。(中略)我々は又或場合に於て人間の生命を斷ち、然らざるも犠牲者をして長日月の間獄窓に呻吟せしめ而して多數の労働者を慘憺たる犠牲に導く如き徹底せる暴力の實行は他をして實行せしむべきに非ざるものと信ずる。何人とも容易に斯くの如き犠牲を好まざるは、暴力々々叫ぶ人々があらゆる機會を目的物とを眼前にするに拘らず之れを徹底的に實行せずして宣傳ビラの撒布に熱中するを見れば思ひ半ばに過ぐるものであらう。

我々は今日の資本主義を根本的に改造し、眞に此世を労働者の世界たらしむるを欲する斯の如き目的を達する爲には労働組合運動を以て最も底力ある根本的運動と信ずるものである。

我々の労働組合主義とは、労働者の生活自體に立脚し其自覺を高め、現在の生活を改善し労働者自身の組織的世界を建設すると同時に、資本主義制度の根本的改造を達成せんとするものである。

我々は労働者を以て單に破壊の道具視し革命の手段とする如き思想を絶対に排斥する。

5 大電爭議

大阪電燈株式會社の爭議は、四月二十八日其従業員を以て組織せる電業員組合の要求提出を以て始まるのであるが、其原因は電業員組合が大阪の労働組合界に於て協同的組合なりとの不信を打破せんとする兼ねての企てに存したのである。而して其近因と目すべきは要求條項第二に示せる會社内の給品所たる特約店の購買品の不當に高價なりし事に對する不平であり、又労働祭を利用して事を擧げんとする劃策に在つたであらう。

要求書

財界の變動に伴ひ一時悲境に陥らんと危ぶまれたる我大阪電燈株式會社は、爾來安治川製作所の事業縮少、電燈料金の値上げ、炭價の低落、並に増資の完成等好材料の續出に伴れ

て事業經營の基礎確立し、今や電燈料金の値下げを爲さんとする好況に至れるにも拘らず、吾等従業員の労働條件は取扱の上にも、待遇の上にも更に改善せらるゝ所なく、諸物價の低落は名のみにして、生活に要する日用品の小賣値段は殆ど低下する所なく、吾等の生活状態は絶えず不安に襲れつゝ、ある現状に鑑み、電業員組合一同協議の結果、此の際に記十四ヶ條項を要求するの止むを得ざるに至れり。

要求條項

- 一、電業員組合の團體交渉權を確認する事
- 一、現在會社の經營する給品部を廢止して購買部を新設すること
- 一、従業員中陸海軍兵役の籍にある者に對する特典
- 一、毎年春秋二回慰安會を社費で開くこと
- 一、安治川發電所石炭賞與金の分配方法を公表すること
- 一、期末賞與配給を従業員全部に及ぼすこと
- 一、助手の名稱を技手と、職工を工手と改め技手を月給制にすること
- 一、甲祭料死亡手當の改正
- 一、職務の爲め不具となりたる者には八百圓以上の手當を養老金を支給すること
- 一、勤続者退職手當の改正
- 一、病氣缺勤者給料支給額の改正
- 一、俱樂部を従業員にも公開すること
- 一、作業服の支給を一般従業員に及ぼすこと

一、今回の要求交渉中及解決後犠牲者を出さざること

斯くして團體交渉権の要求は、引續く労働爭議の中軸となるに到つたのであるが、又此爭議が公的性質を帯ぶる電燈會社に關するため可成りの狼狽と威壓のあつたるは免れなかつた。

五月一日の大阪毎日新聞には『大阪全市街を黒闇にせぬ手配り——逓信局と保安課から各電力會社へ要請す』との見出にて『大電の會社と電業組合員が睨み合ひとなり談判不調と共に大阪市は闇黒に襲はれやうとし一時市民を妙からず脅かしたが別項の通り兎に角六日朝まで回答延期で一時納まつたもの、何時どういふ事が起るか知れぬので逓信局と府保安課では宇治電市電等に電力の餘力供給方を要請する一方上妻逓信局電氣課長、小林宇治電技師長、野口大電支配人等關係者は踵を接して繁劇に往來し萬一の場合全市を闇黒から救ふべく手配を進めた』との記事あり、更に『大阪逓信局では上妻電力課長及局長代理監察課長等局長室に額を集め市内外の豫備電力で萬

一の場合大電の發電不足を補充すべく準備協議中であつたが同局では大電職工の盟休斷行に依り大阪市内外で不足を告ぐべき電力は目下大電が火力で發電しつつある三萬六千キロなので此の電力を何うして補充するか云ふ事が緊急問題となつてゐる』とある。

折衝は斯く不安の空氣を漂よはせつゝ進行し五月六日回答があつた。

會社の發表した其回答書には冒頭に

『第一條の團體交渉権は一般の問題として之れを研究すべきものにして獨り本社が之を認むるが如きは到底不可能のことに屬す、交渉権を認めずして其要求に對し回答するは甚だ矛盾せるの感あるも要求の内容は本社従業員全般に利害關係を有するものと信ずるを以て慎重審議を盡し便宜上其代表者に對し回答書を交付し併せて電業組合員外の一般従業員に對し公表する所以なり』

と釋明し妥協案として、現在各課長、技師長、技術課の幹部を以て組織せる労働問題調査會を擴張し、従業員中よりも委員を選出せしめ、會社と従業員と協同して労働問

題を研究し、諮問機關とすることを提案したが、要するに「團體交渉権」は承認する能はずと拒絶したのである。而して最後の簡條「犠牲者を出さざる事」は明答の限りに非ずと勿ね付け、『尙増資功勞金分配に關する株主總會の決議及び其の配給方法の内容を従業員全般に公表すること』といふ(産業經營に參與せんとする要求の萌芽とも見るべき)條項に對しては『株主總會の決議は既に公表せり、配給方法は公表する能はず』と是亦拒絶した。

以上の如く労働者の根本要求にして此爭議の根幹たる條項は會社から峻拒されたのであるが、其他の條項は全部或は一部分又は割引して承認された。左に煩を厭はず要求、回答——改正案及び現行規定を對比して列擧する。又以て「公共的」事業に於ける労働條件の真相を明かにし得るであらう。

要 求

- 一、團體交渉権を確認すること
- 二、(イ) 日用品購買部を會社直營となすこと
- (ロ) 購買部委員並に役員を電業組合員中

改 正 案

- 慎重なる考究を要するものと認む
- (イ) 一般必要設備を會社より貸與し請負制度とす
 - (ロ) 従業員中より係員を選任す

現 行 制 度

- 確認せず
- (イ) 建物を會社より貸與し請負制度とせり

よりも任命すること

(ハ) 全部原價を以て掛賣制度となすこと

(ニ) 一切経費は會社負擔となすこと

三、(イ) 現役應召者は入營入團後二週間を

缺勤者と認む

(ロ) 現役應召者退職したるときは勤続一

箇月に付日給二日分の割合の金額を支給
すること

(ハ) 簡閱點呼召集當日の給料全額を支給

すること

(ニ) 勤務演集中の給料全額を支給するこ

と

(ホ) 勤務演習並に簡閱點呼應召のための缺

勤は皆勤賞與に關しては出勤と看做す

適當の方法により舉行す

舉行せず

四、毎年春秋二回會社経費により慰安會を舉

行する事

安治川發電所従業員に公表す

公表せず

五、安治川發電所石炭賞與の配給方法を同所

従業員全部に公表する事

六、期末賞與を従業員全部に配給する事

種々の關係より相當考究を要するものと認む

従業員全部には配給せず

七、増資功勞金分配に關する株主總會の決議

及其の配給方法の内容を従業員全般に公表

株主總會の決議は已に公表せり配給方法は公

株主總會の決議は公表したるも其配給方法は

表する事

表する能はず

公表せず

八、助手を技手、職工を工手と改め技手の待

遇を月給雇員と同一に取扱ふ事

名稱の變更は異議なきも助手の待遇に關して

は一般社則變更の際に考慮するものとす

九、(イ) 扶助料

甲 祭料

金五十圓以上

葬祭料

金五十圓以上

金十圓以上

死亡手當金

八百圓以上

遺族扶助料

日給二百五十日分以上

日給二百日分以上

障害扶助料

八百圓以上

養老年金 日給年額 百分の五十以上

(ロ) 退職手当 死亡又は退職したるとき

一、満三箇年に付 日給 六十日分以上

尙一箇年を増す毎に 三十日分

一、満十箇年に付

日給 三百六十五日分以上

尙一箇年を増す毎に 三十日分

已むを得ざる事故により解雇したるとき

一、三箇年未滿のものに對しては一箇年に對し

日給 六十日分以上

尙一箇年を増す毎に 十日分

一、三箇年以上のものには退職手当の外に

其の三倍以上の金額を支給す

十、一般罹病者缺勤中の救済金

三週間以上、缺勤中の日給二分の一以上

三箇月以上は日給三分の一迄減することを得

十一、倶楽部を一般従業員に開放する事

十二、作業服の支給を一般従業員に及ぼす事

十三、犠牲者を出さざる事

十四、大正十年五月一日より實施の事

一、 日給 二百日分以上
 二、 同 百七十日分以上
 三、 同 百日分以上
 四、 同 三十日分以上

現行に同じ(助手日給年額百分の三十以下
 職工同上百分の二十以下)

日給 百七十日分以上
 同 百五十日分以上
 同 百日分以上
 同 三十日分以上

一、同上 日給 二十日分

一、なし

一、満一箇年を増す毎に 十日分

一、満五箇年に付 日給 四十五日分

尙一箇年を増す毎に 十五日分

一、満十箇年に付 日給 百二十五日分

満一箇年を増す毎に 二十日分

會社の都合により解雇したるとき

(前項によらず)

一、一箇年未滿のものには 日給 三十日分

一、満一箇年以上のものは 日給 四十日分

満一箇年を増す毎に 二十日分

一、満五箇年以上のものは退職手当の三倍

規定なし

二十日以上に亘るとき其の後の缺勤一日に對

し日給二分の一、六十日に亘るときは停止し

勤續年限を中斷す

開放し使用せしむ

懇和會員(社員準社員)のみに使用せしむ

現行被服貸與規程により貸與す

明約すべきものに非ず

被服貸與規程により貸與す

實行委員は以上の回答を承認し争議は終局を告げたかの如く見えた。

是より先友愛會は春日出發電所に會員百餘名を有する關係上共同動作に出づる事に決し、關西労働組合聯合會も亦應援を申出てゐた、然るに電業員組合の幹部は其援助を謝絶し、獨力局に當つたが結果は如上の解決であつた。茲に於て友愛會其他労働團體の幹部及電業員組合中の硬派は、其不徹底なる解決に憤慨し、實行委員の軟弱なる態度と不誠意を糾弾し處決を促し、八日夜電業員組合安治川支部に於ける釋明演說會の席上實行委員の連袂辭職を見るに到つた。

斯くて翌九日安治川支部に參集したる電業員組合の硬派は、新實行委員を選出し有耶無耶に葬られた「團體交渉權の確認」期未賞與を従業員全般に及ぼす事」等各項の承認運動を開始する事に決し、友愛會に其應援を求め來つた。友愛會よりは主事西尾末廣氏外數名の幹部出席したが、目下再交渉を開始すべき時期に非ざるべきを以て、雌伏機會の到來を待つべきを勸告する處あ

つたが、衆議之に服せず記名投票の結果、二十五對三にて再交渉を開始する事に決定し、交渉委員は、新要求條件を提げて、即日會社に到り、荻原庶務課長に會見要求書を提出した。

然るに會社は一切の再交渉を拒絶したる爲め、従業員は春日出發電所に二十五人程を残し各持場を技術員に依託して退所し、愈々罷業状態となつた。而して會社は其日午後門前に左の揭示をなした。

揭示

從業員中機械係電氣掛所屬助手職工全部に對し不得止本日限解雇候條此段告示す。(下略) 事態は急迫して來た。

同十一日大阪朝日新聞には「野田遞相より電力制限命令——萬一の大事に備へるため」と題し「今次大電問題に關し萬一を警戒するための電力制限命令は九日野田遞信大臣より左の如く發令あり、此の旨大阪遞信局に傳達があつた、施行細目は

京都伏見發電所三千基 ▲大阪市電三千基 (宇電より送電二千基、豫備千基) ▲南海鐵道の堺岸和田兩發電所千七百基 ▲阪神、明發電所二千基 ▲宇治川水電福崎町火力發電所畫間一萬基、夜間一萬三千基 以上の各中止中の火力發電機を臨時運轉せし

め從來の宇治電より配電を受けて居た水電を全部宇電に集注し置き一朝大電に故障の生じたる場合は即刻前記の電力を大電に送電するものである」と

斯く形勢が進展して來た以上友愛會大阪聯合會は遂に自ら當事者として立たざるを得なくなつた。九日夜某所に關西同盟會(友愛會)幹部會を開き、大阪聯合會渦中に入る事を承認し、十日には各労働團體の聯合せる労働組合聯合會の委員會があつた。十一日より大阪聯合會統制の下に一切の活動は開始されたが、其方策の主要なる者は

- 一、見張委員 三人一組とし十五組
- 二、結束委員 同十五組
- 三、結束を維持する爲毎日捺印する事
- 四、調査委員 (罷工職工家族の情况等)
- 五、宣傳ビラの撒布
- 六、演說會を每晚開き問題を社會的に高唱する事

即ち十一日天王寺公會堂、十二日九條市民殿、十三日傳法法泉寺、十四日九條市民殿と連日連夜言論に依て市民に訴へたが、其第一回演說會の宣言に曰く

宣言

我等は遂に起たねばならなくなつた。今や誠首された九百の生靈は街路に迷はんとしつ、

ある我等の要求が、是か非か、天下公義の士に告げんさするものである。

我等勿論暴力に訴へて此を解決しようと思はぬ。資本家よ反省せよ吾人は大阪市民に忠實である。されど我等の要求は合理的にして俯仰天地に愧ぢぬ者なるが故に、吾人は一歩も譲歩する能はず。飽く迄結束を固くし自重し餓死する迄戦はん(中略)最後の一人迄戦はん。右宣言す。

と。然し乍ら「公安」を怖かす此罷工の結束を破らんとする企圖も亦周到に執拗にめぐらされた。「労働者新聞」の「大電爭議號」中には左の如き記事がある。

偽刑事を使つて職工を拐き出し或は無頼漢を手先に使つて深更職工の宅を襲ひ無理矢理に自動車に乗せ捕虜さなし發電所内に閉ぢ込め就業を強要し一歩も門外に出でしめず或る職工の妻は夜中分娩して家人は無く非常に困つた又或る職工の宅には病氣で且盲目の老婆が一人淋しく取残されて難儀した。罷工團は盛に家庭を訪問して家族達の同情と階級意識に慫へ會社の犬や無理解な刑事と鉢合せ小競合を演じつゝ極力罷工破り防止に努めたことが着々效を奏する爲會社は苦し紛れに躍起となり日夜壓制亂暴を繰返すのでコハ人権蹂躪も甚だし捨て置かれずと賀川氏藤岡西尾兩主務は加々美特高課長を訪ひ、刑事及會社の亂暴を具申した所萬一會社側に於て官權の名を驅つて左様な暴舉に出づるものあれば徹底的

労働爭議

に摘發檢舉する旨誓言された。

なほ一つこの點に就ての記述を「改造」第三卷九號所載賀川豊彦氏の『團體交渉權獲得運動』より借用する。

ところが實に妙な事が度々起るのである。それは眞夜中に罷工職工の宅へ刑事だと稱する者が二三人やつて来て取調の必要があるから出て来いと云つて有無を云はさず自動車の中にねぢ込んで會社に追ひ込み、工場外には一歩も出さず機械の番をさすさ云ふ仕末である。

會社に出勤するものは實に僅かである。誠首せられた罷業團は誠首せられた以上、實に強い、それで罷工破りを警戒し始めた。それが頗る有効である。會社もシレだした。警察も慌て出した。大阪全市の灯が消えるさ云ふので國粹會も飛び出して来た。會社に内應した職工は三日も四日も籠城させられて、會社内には寝る爲めに病人が出たと云ふ通知まであった。

然し私達の不思議で堪へないのは刑事と稱するものゝ行動である。それで藤岡文六君と私とは警察本部を訪問して加賀美高等課長にそれを詰問したのであつた。(下略)

事態は漸次急迫しつゝあつたが、

十四日九條市民殿の演説會から流れ出た労働團體は電車通りを北進し、九時五十分端建藏橋へ差蒐つた。此時四百の警官隊は橋上に垣

を作つて通行を阻止したので小競合から遂に衝突となり雙方共四十餘名の負傷者を出すに至つた。

翌十五日は午前淀河畔砂白き地を選んで大運動會を催した。マラソン競走やら種々の競技をやつて最後の振つた模擬戦に〇〇社長の禿首を窺ふ労働團は、國衰會及びケイ官と大立廻りを演じ、禿首は遂に労働團の槍の穂先に掲げられ凱歌は擧つた。午後二時運動會は閉ぢられ、隊伍堂々中津町を経て中之島公園音樂堂前に着、待合した團體と勢揃ひして午後三時半造船機械兩組合より滿載の寄贈米三臺を先頭に土佐堀川北岸を西下した。

數町に及ぶ隊列が沿道の人々の膽を奪ひつゝ、大電本社前に差蒐つた時、仰々しく待構へた警官が理由なく豫定の道順を變更させよと干渉したため、小衝突を起し、幸ひ大事に至らなかつたが労働者側をして徒らに昂奮せしめた。やがて西へへ船津橋北詰迄進んだ時、先登隊は左に折れんさしたので西尾、東兩氏はこれを制して本部に向はしめたが、猛り立つた殿軍の電業員組合の一隊は、西尾東兩氏の制止を聽かず、安治川北岸を西に向つて進出した、西尾主務は責任上捨て置かれず、只此上は事勿れかしと列に加はつた。安治川發電所前に往つた時、警官は道を遮つた、西尾主務外數名の幹部が無事通過させよと必死に努めたが、労働團は道を塞がれて立止つた。警官は狼狽して度を失ひ西尾氏外二十一名を所内に檢束し、抵抗がなきものに

對し言語に絶せる暴行を加へた、め尼ヶ崎小倉菊造君は殆んど失明の重傷を負つたのである。後に残つた労働者が何條此儘旗を捲いて還らう、檢束者を取返さずば茲一步も動かじと二千の警官と對峙し遂に西尾主務一人放還され、同氏は沈痛な態度で慰撫的演説をやつた爲め労働者側は澁々ながら引揚げる事になつた。此の時、我が組合からも高森氏外七名檢束された。(村島歸之氏編大阪機械労働組合運動略史二八頁)

斯くして今は如何に成り行くかとも危ぶまれたが、越えて十六日、今井嘉幸氏、八木信一氏(向上會長)及び田中警察部長の仲裁に依り左の裁定案を以て終局を見るに到つた。

覺書 其一

一、此際復職を希望する者は全部復職せしむること
但し事業の關係上人員淘汰を爲すは已むを得ざるも本爭議に關しては犠牲者を出さざること

覺書 其二

一、労働條件に就ては労働團體と交渉し組合員各自は一切交渉を爲さざること
(本意義は團體交渉権を認めたるものにあらず労働條件は労働調査委員會に於て決定するものとす)

二、労働團體とは會社に從業せる労働者一百人以上を以て組織せる團體を謂ふ
(労働團體とは會社の從業員のみによりて組織せる團體を意味す)

三、會社内には數個の團體ある場合には各個に交渉を爲すこと

四、會社從業員にして労働團體に加入せざるものは各個に交渉を爲すこと

五、交渉不調の場合に雖も二週間以内は其爭議に關して解雇を爲し又は同盟罷業を爲さざること
(同盟罷業とは怠業をも包含せる意味なり)

希望條件

會社が職工を裁首する場合には爭議中復職しむる職工より解雇する事

注意——右覺書其二第一項第二項及第五項に附したる括弧内の註釋は田中警察部長の裁定案には無かりしものにして、其後會社が恣に追加したものであり、友愛會の抗議に依り忽ち削除したものであるが、會社の眞意を忖度する極めて有力な參考資料と考へるから記入して居いたのである。

五月十八日の大阪朝日新聞は『裁定者の釋明——田中警察部長談』として次の記事を載せて居る。

田中府警察部長は十七日午後二時部長室に新

聞記者團を招き今回の大電の爭議の經過並に落着に至るまでの経路を發表した

會社及び從業員側雙方共に平常に相互も相當諒解あるを以て雙方から今回の問題の解決に就いて相談があつた、裁定案を提出するまでにはいろ／＼と曲折はあつたが最後に大なる決心を以て現在の從業員團體、會社、罷工團といふ順序で本案の交渉を開始し愈十七日午後一時これを承認すべき回答書を得たのである、我國法制上所謂集合權なるものは權利として存在せざる事は明かなるを以て集合契約權に觸るゝ事は暫時止めて相互協調の意味に於て此の調停案を作成したのである

第一項の労働條件に就いては會社内の労働團體と平常密接なる協調を保つて労働者側の意見を考慮してこれを定め以て今回の如き突發的要求を出すの必要もなくしてよく相互諒解の下に労働條件の改善及び労働能率の増進等を圖るは今日の労働運動の状況に於ては一步を進めたる方法なりと思ふ、會社は更に此の際に是等の交渉案件に就いて六月六日附の回答により實施すべき労働調査會等に諮問して一層慎重なる調査研究を爲さんとする意圖あるは最も欣ぶ事である

第四項 労働團體に加入せざる各個人にも交渉すべき事を規定したるは第一項に規定したる利益の享有が團體加入者のみに限らるゝ事とせば從業者に團體加入を強

要する事となるを以て本項を設けたのである

第五項 交渉の不調の場合に於て相方共二週間以内は最後の手段に出でざる事を示した事は獨り電燈と云はず、瓦斯、水道、電車等總て公共機關の紛擾に就て今回の如き突發して然かも二日間に回答すべし等は甚だ不條理の事で外國の立法例には斯の如き公益機關の紛擾は不調に終る場合、最後の手段に出づべきは六十日を保留して居る是等を參酌し四圍の状況を考慮して先づ二週間の期間を置いたのである

本案に就ては會社側も罷工側も共に不満もあらう、雙方に不満の點のある事は調停の性質上又止むべからざるこゝなるも何れにしても十八日間といふ長期間結んで解けざりし紛擾が相互曲りなりにも本案に同意してくれ、に解決を見たのは調停者としての自分に取りては本懐此の上もない事である云々

宮崎大電社長の談として五月十八日大阪朝日新聞の載する所に曰く

「裁定案には無理矢理に田中警察部長から騒擾が納らないから此の案で納得してくれろといはれたので止むを得ず承諾したわけです、併し罷工團の要求條件の重要な雇傭契約、集合契約などいへる會社の經濟關係に及ぶ團體交渉権は絶対に認めず在來から不文律で行ひ

労働争議

來つた賃金改正問題とか労働時間問題だけに就いて會社と職工團體と交渉するに止まるわけだから會社は該案については何等痛痒を感じない、つまり從來行つてゐながら名儀の上になかつたのを此機會に拵へたに過ぎない。

「下略」

6 藤永田争議

大電争議に於て要求の中軸と爲つた團體交渉権は、引續いて起つた藤永田造船所の争議に於て、交渉権の内容の解釋の争となつた、これ等の争議を通して大正十年年度の労働争議の目標の漸次明瞭になつて行く過程を見る事が出来るから其點に留意しつゝ記述を進める。

争議の原因は、同造船所が事業縮少の爲め五月中旬三十餘名の鑄物職工を解雇した時の處置が憤慨と不安とを惹き起した事に存する。

嘆願條項

- 一、團體交渉権の確認
- 二、鑄物工場に解雇者を復職せられたき事
- 三、請負制度を改善せられ度き事
- 四、工場内の衛生設備改善（食堂便所）
- 五、從來無届缺勤三日にして解雇せられしも今後一週間にされたき事

六、工場主の都合上止むを得ず職工を解雇する場合には左の手當を支給されたき事

(イ) 一箇年未滿は日給百二十日分

(ロ) 一箇年以上三箇年未滿は日給の百八十日分

(ハ) 三箇年以上は一箇月に付五日分の割合を以て加算する事、外に歸國旅費として妻帯者に五十圓、獨身者に三十圓支給せられたき事（但臨時雇をも含む）

七、日給二圓以下の職工に對し此際に割増給せられたき事

八、毎年二回定期昇給せられたき事

九、殘業の改正

十、職工往復の配船を改善せられたき事

十一、今回の件に對しては犠牲者を出さざる事

とある。其提出は五月廿八日であつたが、

六月二日に到り數願を要求と改め、更に左の註解を追加して、午後八時所長に提出し、其回答期を四日正午とし、若し其日に回答なくば拒絶と看做す旨附記した。

團體といふは大正十年四月三日藤永田造船所敷津工場内に發會したる大阪造船労働組合を云ふ、但し以外の團體と雖も百人以上の會員を有する労働團體をも含む

主張

- 一、八時間労働制に依る生活賃銀の確立
- 二、夜業禁止及び日曜休日

三、労働保険制度の確立

会員の資格

一、満十五歳以上たる事

一、藤永田造船所の職工たる事

交渉の範囲

一、一般賃銀の高下

一、労働時間

一、作業上の諸設備

一、組合員の解雇

交渉の方法

工場主の選擇に依り適宜之れを定められたし之に對する六月四日の會社の回答は次の如くである。(六月六日大阪朝日新聞に據る)

回答案

第一、團體交渉權の問題に關しては其の交渉

權の内容範圍及び労働組合の組織方法並に

交渉の方法等に關して尙ほ一層慎重なる調

査研究を要するものと認むるを以て今般適

宜なる方法を以て従業員側の意見を斟酌し

て最も今日の狀勢に適應する方法を案出せ

んとす

第二、請負制度改善の件は調査攻究の上成へ

く速かに實行す

第三、工場内の衛生設備の改善の件は序を途

うて充實す

第四、無届缺勤者の解雇猶豫日數の件は五日

間とす

第五、工場の都合上解雇する場合に於ける手

當は左の通り定む

一箇年未滿は三十日分、一箇年以上は一箇

月を増す毎に一日分を加算し三百日分を限

度とす、臨時職工は此の限りにあらず但し

向ふ六箇月間は現在の職工を減員する意志

なき事を聲明す

第六、日給二圓以下の職工に對する要求の件

は妻子其他扶養の義務を負ふため生計困難

と認むる者に限り二割以内の範圍に於て相

當補給の方法を執るべし

第七、定期昇給の件は毎年一回九月に於て銓

衡の上昇給せしむ、但し特別の者は臨時拔

擢昇給を行ふ事あるべし

第八、職業歩増の件は舊に復す

第九、職工往復配船の件は出來得る限り改善

の方法を執る事とす

第十、今回の件に就き犠牲者を出さざる事を

承認す、但し其の行爲常軌を逸する者は此

の限りにあらず

交附された回答案は職工の満足する處で

なかつた。四日、五日檢束者續出する裡に

善後策が凝議されて行つたが、六日、賀川

豊彦氏調停の勞を採らんとし工場側代表者

と會見、左記の覺書を作成した。

覺書

一、藤永田造船所内に於て労働者の組織する

組合を交渉團體として認むべし

二、其の團體の内容、組織、方針、交渉の範

圍及び方法に關しては工場主側と労働者側

より相當の委員を選出し即時調査會を組織

し審議決定するものとす

然し乍ら此覺書と兩者の意志に錯誤あり

しか忽ちにして反古となつた。七日夜加賀

美特別高等課長、永田造船所主、永田敷津工

場長、前野常務等と協議、八日午前十一時

職工側實行委員との會見あり、回答書を交

附したが、第一回々答案と比し第一及第五

が左の如く修正せられ、其他は前同様のも

のであつた。

一、(イ) 藤永田造船所内に於て従業する勞

働者のみを以て組織する組合を交渉團體と

して認むべし

(ロ) 其團體の内容組織方針交渉の範圍及

び方法に關しては工場主側委員と全労働

者との隔意なき方法により選出せる相當人

數の従業員側委員とを以て直に調査會を

組織し研究の上直に決行す

五、工場の都合上解雇する場合に於ける手當

(豫告手當を含む)は左の通り定む

半箇年未滿には日給三十日分、一箇年未

滿は四十五日分、一年以上は一箇月を増

す毎に一日分を加算す現に従業せる臨時

職工は常備に準じ本項規定の手當を給す

尙ほ第一回要求に對する回答には特に「六箇月間減員せざる旨」の明文があつたが今回の回答には此の一項が削除されてある

右回答案に對し委員側は第一項團體交渉權に關し。

「藤永田造船所内に於ける大阪造船労働組合各支部聯合團體の交渉權を認めよ」との最初よりの主張を力説し遂に容れられずして交渉は斷絶した。

爾來罷業状態に入り、八日には『大阪市内諸工場の職工を煽動し同情罷工をなさしむる爲檄文を配布すべき事を共謀し』たる廉により、友愛會の幹部なる西尾、東、藤岡、常石、早川、瀬野、榮、島氏等收監される等の事件があつたが、果然、相澤、村尾造船、旭鐵工、合同紡績等に於て相次で同情罷業が起された。以來大阪市の工業地區は殆ど混亂の狀を呈するに到つたが此間猶ほ調停の爲めに幾多の努力が費された。六月十九日の大阪毎日には次の様な記事が見える。

藤永田造船所對職工の交渉斷絶となつて以來協調會から出張中の添田、武藤兩氏等が仲に入つて妥協點を見出さんと努めてゐたことは

労働爭議

既報の通りである會見數回を重ねて結局左の如き最後の協定案を作成して十七日夜雙方へ提供することになつた

一、横斷組合の交渉權を認めて立憲的の工場委員制度を設くること

一、解雇手當は會社側第二次の回答通り

一、事件に關する減員は一、二割位に止めること

猶ほ同日の大阪朝日新聞には『英國の制度に則つた工場委員制度案を提げて調停に立つた労働協調會の武藤氏』と題し

此の爭議に關し東京の協調會から武藤七郎氏が來阪し數日來同じく來阪中の鈴木友愛會長、賀川豐彦氏等と會見の結果一種の工場委員制度案を作成した、(中略)武藤氏は此の協停案を提げて雙方の間に立つべく先づ藤永田の前野芳造氏と會見し秘密裡に交渉中で十八日も朝來武藤氏は西區西炭屋町の永田三十三郎氏邸の奥座敷で前野氏等と會見を續けてゐるが或は此の結果に依つては意外に速かに解決するかも知れないと觀測されてゐる

而して猶ほ同紙は『右に關し前野芳造氏は語る』として

工場委員制度に就いては私も大に考へてゐる、彼の文案は過日堂島の工業會に集つた時に協調會の添田氏が關西の工業家諸君に參考の爲めに示されたものだが、私も彼には賛成してゐる、彼の文案を其の儘に用ゐる事は出

來ないが、藤永田造船所でも爭議解決後は多少修正して工場委員制度を行ひたいと思つてゐる武藤氏と私が屢次會見したと傳へられるが私は此の紛擾中に武藤氏に入つて貰ふ考はない、工場委員制度を實施する場合は是等の人々の意見も大に聽きたいと思つてゐるとある。

然しこれ等の幾多の努力も水泡に歸したが、十八日罷工團の一隊の警官隊との造船所常務前野芳造氏邸前の大格闘を項點とし、二十二日に到り日野國明氏の調停に依つて解決を告げた。其解決案に曰く

一、労働者が他の労働團體に加入するの自由を妨げず

二、去る八日附回答の(ロ)の交渉の範圍は大要左の事項をなすの意思なり

(一)一般的賃銀の増減 (二)作業時間の伸縮 (三)保健、衛生、互助、共濟其他職工全般の福利増進の爲にする事項

三、今回に限り任意退職者と雖も六月八日附回答書第五項に準じ手當金を支給す

臨時職工は之に準ず

其他は總て六月八日附回答案を承認す

此爭議に對する輿論の一端を覗ふべく左に六月二十三日の大阪朝日新聞の社説の一節を採録する。

交渉團體の組織や交渉の方法は今後設けらるべき調査會にて研究される筈であり、従つて代表者選出方法も後日決定されるであらう

が、這は前にも論ぜし如く之を明確に決定し疑義を將來に残さぬことが肝要である。交渉の範圍に就ては、今回之を賃銀、労働時間及び幸福設備の三目に限定されたが、蓋し適當の取極めであらう。曩に解決した大阪電燈事件や、攝津製油事件では、所屬従業員のみが、其の團體の組織、代表者の選出、交渉の範圍及び方法等に關し何等の取極めをしてないから紛争鎮定の爲の團體交渉が、却つて紛争の種を残すの基となりはせぬか憂はれるが、今回の解決は此點に於て取極めの方法を定め、先づ交渉の範圍を限定したのは上出来であると言はねばならぬ。

更にこれ等の争議を通じて、會社、官廳の間に奔走し、團體交渉權の釋説に努めた賀川豊彦氏の所論を左に摘録し参考に供する。

(前略)然し日本に於ける團體交渉權なるものは實に變則ならざるを得ないのである。その第一の理由としては治安警察法第十七條がまだ残つて居るこゝである。

英國に於ては一八二四年先づ日本の治警法の如き共謀法コンスピラシーアクトの適用によるストライキの權利を労働者に認めしたが、日本に於てはストライ

キを認めては居るがまだ誘惑、煽動の部分で當局の考へ次第で何とでも解釋し得るようになつて居るのである。

況や、労働組合の團體的行動は民法上に於て認められて居るのでは無い。日本民法の雇傭關係はまだ個人對個人の關係になつて居る。たゞ資本家は大きな財産を持ち株式會社を組織し集合的勢力をなし得るが、労働者は哀れむ可き姿を以つて孤獨空拳もて大資本家に打衝からねばならないこゝになつて居るのである。そこで我等が資本家に團體交渉を迫るにしてもそれが一度法廷に立つ時に何の役にもたゝぬものであるこゝをよく知つて居る。まして同一工場内に二つ以上の組合がある場合にどうしてその工場を締付け、集合契約の實を擧げしめるこゝが出来てあろうか！然しもしも労働團體に實力があつて、二つの工場を締付け雇傭條件にまで自分の意志を徹底せしめるこゝが出来ればそれは民法上の問題を除外した組合の經濟的直接行動を意味して居ることを考へておかねばならぬ。勝田汽船會社などに於ては雇傭條件までが友愛會を通じてのみせられると云ふ様な寛大なものであつたが海上労働者は腹心の労働者諸君が一つの船に於て共同作業を取るのであるから、どうしても主義の一致を計らねばならぬこともある、そのために勝田汽船會社が好意を以て團體交渉權を認めたこゝは先見の明のあることであるが陸上の労働市場は海上の労働市場より勞力の供給が自由であるそれだけ

團體交渉權を認めて組合に職業紹介を依頼するほゞ労働者を得るのに困つて居らないこのために陸上労働者の團體交渉權は、組合運動が完全に發達した後でなければこの權利を獲得するのは六ヶ敷のである。その爲めに今日まで團體交渉權はストライキの條件にはあまりならなかつた。然し組合の進化につれて團體交渉權の要求せられるこゝは當然のこゝであつて少しも不思議ではない。之を組合自身から考へて見ても之からの組合運動と云ふものはたゞ賃銀の値上げや労働時間の短縮のみには止まつては居られない。

賃銀値上げ運動の如きはいくら値上げしても結局は自分の買取る物價が騰貴するこゝになるので自分の作つた賃に自分が這入る様なものである。それよりか團體の交渉を要求するなれば賃銀値上げや時間短縮のこゝは勿論のこゝ労働組合の進化と共に産業組織をも労働者自治の世界になし得る望みがある。それで今日に於ては團體交渉權は凡ての問題に立ち勝つて必要な要求であるとせられて居る。

7 川崎三菱の争議(一)

川崎三菱を初めとして神戸製鋼其他に波及し神戸市の一半を痲痺したと見えた此年夏の大争議の詳細な記録を此年鑑に採録する事は不可能である。以下編者は労働運動の進展の上から注目すべきものに就てのみ

稍詳しく記述するに止むる。

争議の終熄したる後八月十五日床次内相の各府縣長官に發したる訓令は此争議を以て、『今之が争議の實情を見るに多數の勞働者は矯激の思想を有する少數の人に誘導せられ』て盲動したる者の如く推斷して居る。尤も同じ訓令は他の箇所にて『近時勞働者は講演出版物等により勞働運動を研究し漸次團結の力を増し且つ運動方法の如きも亦面目を改むるに至りたるは顯著なる事實』

なり、勿論今日の勞働争議には煽動者干與し勞働者をして其眞意に非ざる行動に出でしむる事少なからずと雖、之を以て現今の勞働争議は單に一二煽動者の誘惑に出づるに過ぎざるもののみ看過するは適當の觀察なりと言ひ難し』と恰も前言を自ら裏切るが如き『觀察』をして居るのである。

此訓令は可成り解し難いものであるが、現在勞働争議が何を原因として起るかに就ての觀察には可成り相容れざるものがある。

警察部の調査に據る）

川崎造船所本工場	大正七年十一月		大正八年十一月		大正十年一月		大正十年五月		
	中位者賃銀(月收)	同	上	平均賃銀	操業日數	月收	平均賃銀	操業日數	月收
同 兵庫分工場	八三・三〇	同	上	二・三四	二七	六三・一八	二・三四	二六	六〇・八四
同 葦合分工場	九三・〇八	同	上	二・二三	二三	五一・二九	二・二六	二六	五八・七六
三菱神戸造船所	二・〇一	同	上	二・四一	二五	五〇・二五	二・〇二	二六	五二・五二
三菱電機神戸工場	二・四一	同	上	二・二三	二三	五五・四三	二・三一	二六	六〇・〇六
三菱内燃機神戸工場	四二・〇〇	同	上	二・二三	二三	五一・二九	一・九八	二六	五一・四八
		同	上	二・五二	二三	五七・九六	二・〇一	二六	五二・二六

注意——中位者賃銀と平均賃銀とを對比することは妥當ではないが、これ等の調査そのものが既に概勢を現すに過ぎないものであらうから。

即ち之に據れば大正七年及八年の好況時はこの數字は「常備給」に依て算出されたも増は仕事の繁閑に係るのであるから、一論外として、本年度に入りての川崎三菱約三萬の職工の平均月收は一月に於て五十四圓八十八錢、五月に於て五十六圓である。

賃銀支拂法から來る割増、賞與等を加算せ業に對し五十四圓八十錢及び若干の「歩増」而して茲に注意しなければならぬのは、ねばならぬのである。而してこれ等の「歩増」を得て居たのであるが争議勃發前の五月に

於ては二十六日の操業に對し殆ど五十六圓の常備収入のみになつたのである。然しこの點に就ては兩會社の公表せるものなく、其他の調査もないから、全般に亘る平均數字を以て之を説明する事は不可能であるが、本所が爭議當時、兩會社に於ける標準と認むべき熟練職工に就て調査したる處に依れば川崎に於ては本年六月は一月に比し約一割減收、更に之を前年の六月に比較すれば約三割減であり、三菱に於ては本年六月を前年の十二月に比較し約三割減、前年の六月に比較して約四割五分減なる結果を得たのである。(三菱に於ける残業手當は二時間三割増、四時間六割増であつたが六月に於ては全然残業なく、又成績に依る割増賞與は節約時間一時間に對し二分五厘であつたのが春以來一分二厘に減給せらるゝ事になつて居た。川崎に於ては最近に著しき變更なく一般に仕事の減少からの収入減である)

而して會社側も亦労働者の収入の減少を認め居る。『神戸に於ける三菱労働紛議』と題せる三菱三會社の報告書中にも、『作業收縮に伴

ひ賃銀歩増の減少より來る生活難の緩和』と『出來得る限り解雇の数を少なからしむる事』とは共に『生産費低減』と調和し難き難問題であり、後者の目的の爲めには『會社の不利を顧みずして劃策せる所亦尠からず』と雖、前者即ち『生活難緩和は現下最も困難なる問題』なりと云ひ、而して『我が社が労働者待遇に關する誠意實に此の如し』とて『収入増加に關する方策の研究を懈らず、事件勃發の當初内燃機工作課長が交渉委員に言明したるが如く既に實施の豫定にあるものありたるなり』(其書二頁)と陳べて居るが、當時の兩大會社の労働者の生活の急迫は『研究』や『豫定』では如何とも爲し難かつたのであらう、労働者は遂に機を制して『罷業威嚇』の擧に出てしまつたのである。

爭議は先づ三菱に起つたのであるが、『當時神戸に於ては大坂藤永田、住友各工場の労働紛議の應援を名目とし數日前より示威的會合の開催せらるゝこと數次、物情漸く騒然たるものあり……二十一日以來(三菱内燃機工場)職工便所に「大阪ニ起レル動搖ハ近時吾々ノ生活困難ヲ安全タラシメ」爲ノ罷業ナリ生活ノ安全ヲ計ラントスル同志ヨ結束シテ立テヨ』と大坂藤永田職工諸君ノ成功ヲ祝スト同時に當工場一般職工ノ

結束ヲ促ス」等の落書を見、形勢稍不穩なる狀を呈(前掲三菱報告書四頁)して居たが、果然六月二十五日要求提出となつた。而して川崎に於ては之に後るゝ一週七月二日に要求書が提出せられた。川崎の爭議の動機として當事者なる電氣工組合電正會の報告に曰く、

「今回の爭議の動機は六月二十七日會社の上半期賞與發表に始まる。職工に配付された賞與は豫想以上の少額であつたのみならず頗る公平を缺き且つ二十五周年記念祝賀分配金と稱するものが勤続年數を標準とせず又各人の能率勤怠等をも顧慮せずして不當なる差別を付せられた爲め電氣工作部職工は憤慨の結果翌二十八日怠業狀態に陥つた」とある。兩工場に提出された要求書は左の如くである。

川崎の要求條件(原文の儘)

- 一、工場委員制度を採用すること(別項参照)
- 二、他の労働組合に加入するの自由を認むること
- 三、解雇及退職手當

(一項)會社の都合に依り解雇の場合左の手當を支給すること

勤続一ヶ年以内の者には日給五十日分

勤続滿一ヶ年を越ゆる期間滿一ヶ月に付日

給三日分づゝ増額

勤続滿五ヶ年を超ゆる期間滿一ヶ月に付日

給四日分づゝ増額

勤続滿十ヶ年を超ゆる期間滿一ヶ月に付日

給五日分づゝ増額

(二項) 自己の都合に依る退職の場合

(イ) 年齢滿五十年に達したる後退職す

るものにして勤続滿十ヶ年以上の者は

全額

(ロ) 病氣の爲不得已者と認め退職せし

むるものにして勤続滿六ヶ月以上の者

は第一項の全額

(ハ) 前二號以外の理由に依り退職する

ものにして勤続六ヶ月以上の者は第一

項の半額

四、左の區分に依り日給を増加すること

男工 日給貳圓以下 貳拾四錢

同 日給貳圓五拾錢以下 貳拾錢

同 日給參圓以下 拾四錢

女工 日給壹圓以下 參拾錢

同 日給壹圓壹錢以上 貳拾四錢

理由 相當に收入あるものと雖も家計困難

に付右金額を増加されたし

女工の平均日給は男工の半類に滿たず分

増も其れに従つて少なきが故に此際右金

額を増加されたし

五、『創立二十五周年祝』の意義性質並に分配

法を明示すること

六、病氣缺勤の場合左の手當を支給するこ

と

缺勤三十日以内ば日給の七分づゝ

缺勤三十一日以上七十日以内は日給の半日

づゝ

七、應召の場合其の服務期間日給半日づゝ

を支給すること

八、『ランナ』其他の危険防止の設備を完全に

すること

九、右要求條項に對する回答期限は大正十年

七月十五日正午迄とす 以上

労働委員會の組織概要

(一) 委員會は指名委員及び選出委員を以て

組織し前者は企業主之を指名し後者は職工

中より之を選出すること

(二) 選挙資格は年齢二十歳以上勤続六ヶ月

以上の者に限る

(三) 指名委員の數は選出委員の數を超えざ

ること

(四) 委員會は一年四回以上之を開くこと其

他必要に依り臨時會を開き得

(五) 委員會は労働條件並に保健衛生危害防

止補償互助共濟娛樂休養風紀教育其他福利

増進に就ての問題

労働委員會組織要項

一、一定數の職工を有する工場毎に、又は大

工場にありては職場毎に労働委員會を設け

後者に於ては更に工場毎に聯合委員を設く

ること

二、(一) 委員會は指名委員及選出委員を以

て組織し、前者は企業主之を指名し、後

者は職工中より之を選出すること

(二) 選挙資格は年齢二十歳以上、勤続六

ヶ月以上の者に限り之を有すること

(三) 指名委員の數は選出委員の數を超え

ざること

三、(一) 選出委員の數は職工——人に付一

人とし以上——人を超ゆる毎に一人を増

し總數——人を超へざるべきこと

(二) 委員會組織の一單位(工場又は職場)

内に於て一定數以上に於て組織されたる

職工の團體あるときは其の團體は獨立の

選挙區となること

(三) 右の労働團體に屬する職工を除きた

る殘餘の職工が一組織單位内に於て——

人に滿たざる場合と雖、一人の委員を選

舉し得ること

四、(一) 委員會は一年四回以上之を開くこ

とを要し、其他必要に依り臨時會を開き

得ること

(二) 委員會の決議は出席委員の多數に依

り可否同數の場合には議長之を決するこ

と

(三) 議長は委員の投票に依り之を選任す

(四) 委員會は労働條件、並に保健衛生、危

険防止、補償、互助共濟、娛樂休養、風紀教

育、其他福利増進事項に付又は企業主の

諮問に依り又は自ら提案し審議調査し、

其決議を企業主に提出すること

三菱の歎願書(原文の儘)

歎願事項

第一條 横斷組合の存在を認むる事

第二條 團體交渉權を確認せられたき事

イ、労働時間の事

ロ、工場設備の事

ハ、解雇手當の事

ニ、賃金問題の事

第三條 爾今八時間制實施されたき事

第四條 日給五拾錢増給されたき事

但し薄給者にして家計困難と認めたるもの

には相當の増給されたき事

第五條 會社側に於て不得止解雇の際は、例

ひ短期間勤続者も雖も日給金四ヶ月分以上

支給されたき事尙家族同居者にして扶養の

義務有る者には家族救済費として金參拾圓

支出されたき事

但し内縁の妻も之に準ず

第六條 依願退職者にして滿一ヶ月勤続に對

し日給一ヶ月分を支給されたき事

但し爾後一ヶ月經過の都度日給金一日分を

加算支給されたき事

第七條 普通昇給は六ヶ月以上勤怠の如何に

か、はらず昇給の資格ある事

第八條 軍人にして應召者に對し日給の半月

分を支給されたき事

第九條 以上の事項に犠牲者を出さざる事

第十條 今回の歎願の回答は三日以内にあら

れたき事

右十條を以て神戸發動機工組合員一同より歎

願仕候也

大正十年六月廿五日

而して三菱に於ては八日要求の拒絶せらるゝと共に怠業状態に入り工場内に示威運動を試み、十二日以来罷工状態に移る。川崎に於ては前後八回代表委員を擧げて重役と交渉せしめたが、會社は『社長歸國まで提出を延期せよ然らざれば拒絶の外なし』と頑強なる態度を持續し、交渉委員全部を其都度解雇した。七日に到り全工場一萬三千の怠業となり、翌八日より罷業状態に陥つた。七日、川崎の示威運動に於て片福組人夫青襪隊との衝突あり、十數名の重輕傷者を出す。十日、三菱川崎兩罷業團の大示威運動あり。其日川崎罷工團工場管理を宣言す。官憲は之を以て國法を紊るものと做し、十四日一切の示威運動を禁じ、姫路第十師團第三十九聯隊より一箇大隊來神警戒に任ず。三菱十二日より十日間休業。川崎十四日より二十三日迄休業を發表す。罷業團は爾來連日運動競技や水泳や登山を試み結束を固む。二十二、二十三日の休業明以來兩會社は出勤者の意外に少數なるに焦慮し猛烈に切崩運動を試む。二十八日、川崎罷工團、長田社及楠社に參拜。二十九日、生田社及七宮社に參拜。其日川崎罷工團は高橋々畔電氣局前に於て、三菱罷工團は楠社前に於て警官の爲め阻止され格闘となり遂に「拔劍事件」を惹起す。其夜、賀川豊彦、久留弘三、野倉萬治、須々木純一氏等幹部約二百名檢束さる。三十日、早朝和田宮參拜、楠社西門前にて再度警官隊と衝突す。以來幹部を失ひたる罷工團は、一方會社の猛烈なる切崩運動に對抗し、他方至誠團の挑戦に應じ愈々進退兩難の窮地に陥らんとしたが、今井博士の提案の會社の容るゝ處とならざると時を同うし、櫻井神戸市長の調停を却け、八月九日遂に左の宣言を發表して爭議の局を結んだ。この爭議に參加せる人員二萬八千餘、(川崎本工場定員一三、四七七。葦合分工場八八二。兵庫分工場三、〇三九。三菱造船所八、三三一。内燃機工場一、〇九一。電機會社一、二五〇。總計定員二八、一五九)繼續日數一月を超え、其間死者三名、負傷者數十名、收監者百八十名、檢束者三百餘名を算した。

宣言

吾人は茲に罷工團全部に就業を宣言す
先般の罷工團幹部檢舉の後吾人は東京及び大阪方面よりの應援を得て再び新陣容を整へ戦闘の繼續を敢行したるが一面に於て會社との誠意ある協定を切望し従つて第三者の調停をも歓迎し飽迄此の争議の圓滿解決を努力し來り然るに會社當局者の態度たるや依然として不遜を改むるなく罷工團との間に一點諒解の端緒を得るに到らず三菱三社の如きは某氏の調停案に一時同意を表し乍ら一旦新聞紙に於て其の報道の傳へられるや會社側は讓歩の語氣ありとの體面論に囚はれて其の案を骨抜きにするの舉に出で吾人が陰忍自重を以て持し來れる互讓妥協の誠意を蹂躪し遂に交渉斷絶の途に出づるの已むを得ざるに至れり
櫻井市長は先きに職工の復業を勸告し次いで調停に立つや前記某氏の協定案を基礎とする吾人の提案の本旨を没却せんとする態度に出でたり
又有吉知事の如きは罷工團全員の意思を顧みず數名の裏切職工の意を迎へ之を採つて以て調停の緒を得んとするが如き輕卒にして不誠意なる措置に出で爲めに罷工團の激する所となり益々事態を紛糾する結果となりぬ、若し夫れ川崎造船所の如きは當初より社長不在の口實一點張を以て職工に臨み職工が如何に穩健中正なる主張と行動を持すと雖も徹頭徹尾高壓手段を以て之れに報ひぬ又かの警察官の態度に至りては飽迄吾人の運動に威壓を加

労働争議

へ其の態度の不公平なる吾人が永く忘るゝ能はざる所なり吾人の志元より堅し之れが貫徹は夢寐だに忘るゝ能はざる所なり近き將來に於て吾人の實力を以て必ず其の貫徹を見るべきは火を賭るより明かなり

されど吾人労働者は今日迄既に一個月餘に亘り何等の資力なく餘裕なく赤手空拳を以て苦戦苦闘を繼續し來りぬ日を経るに従ひ生計の困難は加はり生活の痛苦を感ずるに至れるは亦自然の數なり又加ふるに長き争議の爲めに市民に累を及ぼし國家産業の弛廢を見る事も吾人の忍びざる所なり

吾人の志飽迄固く吾人の力尙存すも雖も吾人は如上の諸理由に依り此の際潔く業に就くを以て最も妥當なる道なるを確信し茲に罷工團全員の就業を宣言する所以なり。
大正十年八月九日

川崎
三菱 争議團本部

8 川崎三菱の争議(二)

以上争議の經過の概略を述べたが更に此争議の進行中に起つた事象の内、特に留意すべもの、四五に就き記述乃至關係文書の採録を試みよう。勿論これ等總べてが此争議に於てのみ現はれたものではないが、恰も此年の労働争議の事情を考究するのには代表的のものと云つてよいからである。

イ 工場管理の宣言

工場管理の宣言は十日發表せられたまま、實現に到らず徒らに軍隊の出動を招くに過ぎなかつたが、兎に角斯くの如き宣言のなされた事は、我邦労働運動史上の記録である。(園池の争議に於て赤旗を立て工場占領の意志を表明した事は別項記述の如くであるが、工場管理の觀念が明瞭な形をとつて現はれたのは之を嚆矢とすべきである)

宣言

川崎産業委員會は大正十年七月 日(不明)より川崎造船所所屬の各工場の作業を管理することにいたしました。さきに私達は本分工場職工全員七千餘人を代表して工場委員制度七ヶ條の要求を重役に提出しましたがこれに對し會社代表永留山本兩重役は社長不在を口實にして誠意ある回答をせずぐづ／＼今日まで引き延ばしました。元來私達の根本の動機には徒らに日本の産業を轉覆させる様な氣はありませぬ私達の人格を認めてくれその日の暮を少しでも樂にして貰ふのが目的です。

そこで會社が今迄のやうに横暴な態度に出で不誠意な態度を持續することに對し私達が又それに對抗して罷業を繼續しますと徒らに日本の産業を萎靡させ社會的不安を醸します

から私達は要求の貫徹する迄各その部署につき工場の仕事をみんなで管理し工事を進めることにいたします。

管理方法

- 一、産業委員会は凡ての仕事管理します。
- 二、各掛員附属員役付は産業委員の指示により従來の通り仕事に就かねばなりません。但し必要に依り作業に適當なる者は随時委員會に参加してもらひます。
- 三、賃銀は今迄の通り會社に支出させます。
- 四、労働時間は當分の間六時間として今迄の八時間の能率をあげることにします。但し産業委員會が適當と認められた時には伸縮することもあります。
- 五、工場一般の平安を害し能率に傷けるものは懲罰委員會により懲罰に附します。

産業委員組織

- 一、中央産業委員は各部より選出した最高幹部會より更に左の順序で選出します。
本工場各工作部二名(造船に限り五名)
兵庫 四名 葦合 三名
- 二、各工場は更に各部産業委員會を組織し中央産業委員會と聯絡を取ることにします。

最高幹部會

- 一、最高幹部會は争議の目的を貫徹せしむる爲には産業委員會を監督し目的の完成を期せしめます。
- 二、最高幹部會は懲罰委員を中央及各部に於

て生業委員を同數選出し懲罰事項を取扱はせします。

- 三、最高幹部會は從來存在する工場委員整理委員(保安)會計委員、通信委員等をそのまゝに置いて置きます。

右に對する賀川豊彦氏の解釋は次の如くである。全文を採録するのは冗漫の嫌もあらうが、文中、神戸争議の當事者としての賀川氏の思想言動の躍如たるものがある。

ストライキやサボタージュやボイコットは労働者解放の道程に於てはあまりに消極的であり國家の産業を萎靡せしめ曳いては労働者そのものをも枯衰せしめる危険がある。

それで労働階級の根本的衝動は産業管理の方向に向ふのである。産業管理は暴力による工場占領ではない、一産業に従事する全労働者の合意的決意による建設的企圖である、消極的ストライキや怠業は非常に容易である。然し全産業の労働者が完全なる團結の下に積極的勞作に従事することは實に至難なことである、然し労働階級の全人意識が此處迄自覺して來なければ、眞の労働運動と云ふことは出來ないのである。

我等は大正十年七月の川崎造船所争議に於てこの最も至難とする積極政策を取ることにしたのである。之は所謂重役なるものが色々な口實を求めて誠意ある回答をなさず、労働階級の自覺を蹂躪し労働者一萬七千の意志あ

るところを無視し、組合の自由と工場立憲の精神を壓迫し剥奪へ幹部を敵首し無頼漢を利用して良民を傷けることをみて労働階級はこの暴舉に報ゆるに最善の祝福——即ち工場管理を提議したのである。

工場管理は會社を思ふたからである。工場管理は國家を思ふたからである。工場管理は社會の安寧を思ふたからである。最後に工場管理は労働者そのものの生活を思ふたからである。暴に報ゆるに愛を以てし惡に報ゆるに最善を以てしたのが工場管理である。労働者は容易に暴動に導くことが出来る。然し我等は其の暴動を希望しなかつた。我等の中に一人の裏切もなく、工場は完全に労働者によつて秩序を維持されて居ることを知つてゐるから我等は會社を愛し國家を愛し、全産業を愛するが故に、破壊に代はるに建設を以つてし暴力に代はるに最善を以つてしたが不幸にして會社の門は閉ぢられた。

我等は工場を占領して生産品を自ら處分しようとして云ふのではない。事務所を占領して武力によつて重役を屈服せしめよう云ふたのではない。我等はたゞ無意義なる論争をこのとして無爲の日を送ることを最も悲しむべきことと思ふたから労働したいと宣言したのである。

我等は經營管理に干渉したのでは無い。我等は今日迄に個人労働契約として約束せられた労働管理を集團的に直しただけのことである。

即ち今迄異なる所は個人的労働管理が集團的労働管理に推移するだけである。

怠業と罷業は國家産業を破壊す。それで我等はその無能な道を捨てて締付工場の最良策として集團的労働管理を宣言したに止る。

故に當局が締付工場の集團的労働管理を國法に違反するものとし、軍隊を派遣し陸戦隊を組織してもそれで労働階級の意識的自覺を拘束なし得ると思ふことは實に無意味なことである、元來が締付工場であるから、全職工を解雇するので無ければ労働の結末は破れないのである。結末が破れなければ何日休業を繼續してもその門を破壊して工場占領など云ふ暴舉に出ない代りに門を開けば集團的労働管理は再び直に行はれるのである。労働者は絶対に武力に反抗し無い。川崎造船所の労働者は經濟運動に暴力や武力を用ゆることの無意義であり、馬鹿氣たことであることをよく知つて居る、それで軍隊との衝突を避ける爲めに彼等は或は登山に或は水泳に野球に運動會に秩序ある行動を共にし工場の再び開かれるのを待つのである。

労働は彼等の天分であり、天職である。彼等自らが委任せられた労働に向つては集團的に秩序正しく面白く實行するのである。此處に新しき社會の面影がほの見えるのである、それは解放の日の面影である。

尙川崎の労働階級はこの工場管理を長くはつづけることは云はないのである。松方幸次郎氏よりの誠意ある回答の來る時、或は松方氏

の歸朝まで之を繼續すると云ふのである。

私は彼の美しき眞意を讚美するものである。解放の日は近づいた。川崎造船所の労働者諸君は眞の解放が何を意味するかがよく感付いて來たのである。

ロ 青襪隊との格闘

七月七日、川崎に於て職工團と『青襪隊』との亂闘あり、大防朝日新聞記者岡成志の實見談を左に採録する。(同氏著神戸労働爭議實見記五七—九頁)

私は國木田氏との用談を了つた後芝園口に立つて見るに恰も三菱造船所より來れる一隊の示威行列は夥多の旗やメカホンを持つて新開地の方面から會社の方へ進行し來りつゝあつた。その時十餘名の青襟をかけた壯士手に手に獲物(多くは場内で使用する斧の柄である)が後に明白となつた)を携げて示威行列の行く道に立ち塞がり進行を沮止してゐた。私は何事が起るのではないかと早速その場所即ち會社の北側の角の附近まで行つて見るに行列の先頭は行進を停止し委員が手を振り旗を振つて切りに後續部隊の殺到するのを止めてゐたやうであつたが、應て方向を轉じて引返した。他の壯士の一隊は會社の南角の附近にも居つた。工場内では連りに喚聲が上つてゐた。私はその方にも何事が持ち上るらしいと直感したが然し道を行つては危険だと思つたので會社に入つて廊下を通り一室の

窓から外の模様を見てゐた。それは午後二時三時との間頃であつた。(以下職工より傳聞せる事實をも加へる)

そこには工場の中から押し出したる職工の一隊が三菱造船所より來れる示威行列を迎ふ可く會社の南角を今や曲らんとする所であつた壯士連は待つてゐた許り棍棒を揮つて先頭の職工に打つてかゝつた。職工は不意を喰つて赤手之に應戦した。私は戦闘と云ふ文字は知つてゐたが目のあたり實見したのはその時が初めてであつた。數百の職工と二十名内外の壯士とではあつたが道幅に限りある爲め沮止せんとする壯士にとつては地の理が善かつた。見る見る數人の職工が負傷した。一人の壯士は亂闘中着物が自然に脱げて上半身の遅ましき筋肉を露出してゐた。職工の或者は後向きになり手を上げて後續部隊の進行を沮止しようとした。その後から打つてかゝつた壯士もあつた。この亂闘の際に壯士中短刀を抜いた者があつた。「抜いたぞ」と云ふ職工の聲が他の職工を脅した。出かけてゐた職工はなだれを打つて工場内に逃げ込んだ。このとき電氣工作部に屬する職工國方曉一氏は斬られたのである。

この衝突は五分間以内で收まつた。ここで少しくこの壯士の説明をしておかう、彼等は本來工場内のペンキ仕事を請負ひたる同じ労働者の群であつたが、その屬する團體は労働組合にあらずして片福組と稱する一團體であつた。會社ではこの爭議中片福組に何事をも依

頼しなかつたと言明してゐる。然し片福組はかゝる時に職工に對抗して會社の恩顧に報ひようとしたのであるらしい。又會社は片福組に工場の物を貸し出したのではないと言明してゐるが片福組の持つてゐた棒は會社の高級社員の一人である山川技師の證印を経て渡されたものだからだ。それから後日片福組から各新聞社に送つた辯明書に據るに「短刀を持つて職工を斬るが如き行爲は當初から全然考へてゐなかつたことで、そのことありと知るや片福組の主腦者はその非を認め直ちに其犯人を探り出し官憲の手に渡した」と云ふのである。而して當日の行動は「職工の亂暴を抑へる」爲であるとの事であつた。

ハ 拔劍問題

二十九、三十日の兩日罷工團と警官隊との衝突を惹起し、警官が拔劍したる事、死傷者を出したる事は前述の如くであるが、其後東京より辨護士十數名此事件の調査に來り、警察當局と交渉する處があつたが、その調査詰問の結果も始めに期待された程のものではなく終つた。然し乍ら拔劍問題は勞働運動史上注目すべき事象である。

左に東京辨護士團上村、宮澤、山中、松谷、山崎、三輪の諸氏が調査の結果として發表されたものを掲ぐる、

一、其第一回の争闘即ち七月二十九日午前九時生田神社參拜勞働團の瓦斯會社及び電氣局前に進行するや電氣局の三階の窓より釘付き木片多數を群衆に投下せるより道を左にさり進行せんとするや川崎造船所を警戒せる數百の警官は川崎造船所に殺倒するものと誤信し騎馬巡查は馬を群衆中に乗入れ之を蹴散したるより群衆は之を怒り瓦石を投じたる爲め警官の反感を買ひ拔劍の號令と共に二十餘人の警察官は拔刀を振り翳して群衆目蒐けて突き入り職工の一人常峰俊一なるものは逃場を失ひまご／＼せるを警官の一人が之を追ひかけ其背後より無法にも之れを突き刺し死に至らしめたるものにして其間多數の負傷者續出し其慘狀目も當られざる有様なり此點に就ては警察側は之を正當防衛なりとし或は傷口はヤスリなりと辯解せるも醫師の證明書等より見るも全然さる事實なし

二、約三十名の巡查隊は楠公神社に參拜せんとするや同神社境内は三百の警官を以て之を占領し群衆の正門に入るを阻止したる爲め群衆は更に左に折れて西門の前に入らんとし橋町通を北に進行せんとするや同門前は多數の警官を以て死守し入るを禁じたる爲め群衆は更に北に向つて進行せり此時群衆は互に手を組み合せ何等兇器をも持たず靜肅に進行せり然るに何ぞ思考せるにや騎馬巡查は此群衆中に馬を乗り入れ之を混亂せしめたる爲め群衆は其無法を怒り道路修

繕用の小砂利を取り警官目掛けて投げ付けたる爲め拔劍の命令の聲と共に七八名の警官は拔劍し又私服巡查は楠公社前の屋臺店の棒を引き抜き群衆を目掛けて躍り出て手當り次第に之を殴り付け就中三木豊なるものは警官三十名位にて包圍し之を殴り付け其場に昏倒せるを一人の警官が拜み打ちに之を斬り卸し頭を抱いた所を手の甲より其指に掛け截斷し頭蓋骨を創傷せしめ其他其處にも此處にも負傷者を出し鮮血道に流れて其情景實に凄慘を極めたり

三、二十九日の夜湊川町美術俱樂部川崎争議團本部に多數の幹部協議中三百餘名の警官は襲撃は同所を包圍し其中五十餘名の警官は襲撃さ呼ぶと同時に同所二階に馳せ上り十手及び棍棒を以て百餘名の幹部を手當り次第殴り付け之を縛り揚げて引致し其中の一人が窓を破り屋上に逃れんとするや短銃を放ち又之を撃んとせる等又吾々調査の際其現場を見るに血痕點々今尙鬼氣の迫るを覺ゆるの情景なりき

四、元來彼等勞働團は始めより無抵抗を公表し何等武器を持たず手を組み合せて靜肅に進行せるに對し警官の一隊は職務熱心かは知らざるも上記の如く暴れ狂ひたる情景は騒動當時近所の者が口を極めて主張せる所にして警察側の發表が全然虚構の事なるに驚きたり尙吾々の一行が神戸に到着するや警察側は何ぞ考へたるにや尾行巡查數十名を附し又演說會場の如きは唯單純なる報告

演説なるに過ぎざるに數百名の巡查を配置し一演説を中止し一言も其情景を語るを得ざらしめたる等言語道斷にして本氣の沙汰とは考へ得ざる状態なりき

而して更に岡成忠氏の實見談を左に採録する（同氏著前掲書一三六—一八頁）

行列の先頭が電氣局の前を通り過ぎて凡そ三百人之に續ける頃電氣局の四階の窓から釘を打ち着けたる板切れが一個行列の中に墜ちかかつた。それは窓から見物しようとした者の爲に自然に落ちたものだといふ説と、自然に落ちたさしては方向が外れ過ぎてゐる事實からして何人かが投げつけたのであらうと云ふ説とがあるが何れとも判然しない。その何れとするも此の一つの出来事は昂奮してゐる職工に一の衝動を與へた。行列が一時中断されるよと見る間も無く残されたる行列先頭は方向を反對の方に轉じて高橋を渡りかけた。其處に一隊の警官は警戒線を張つてゐた。阻止せんとする警戒隊との間に忽ちにして衝突は起つた。一人の警官は職工の中に引き込まれて毆打された。

その時一人の警官が「拔劍」と令した。それが遠藤相生橋署長では無かつたことを彼自ら言明してゐるから何者か其の他の者が令したと見える。拔劍した警官の數も明白でない。兎も角拔劍したる警官が赤手の職工の群に斬り込んだのである。定めし善く斬れたことであらうと思はれる。況んや職工中先頭にあつ

た者は後ろ向きになつて手を舉げ他の職工を制してゐたのであるからそんな職工なら最も劍道の心得無き者にでも劍さへあれば突くことも斬ることも出来たことと思はれる。而して職工の一人常峯俊一氏は正しく背後から劍を以て突き刺されたのである。その劍は腸を貫いて腹部に殆んど切尖が出でん許りに突き込んだ。後に屍體を解剖してそれだけの傷あさが判明したのであるが、解剖した所では劍だか鏢だか分らないところであつた。職工が職工をあの際傷付ける筈は無いし警官が鏢を持つてゐたさ云ふのも變であるし、それから又鏢がそんなに深く入るのも變である。理窟を抜きにしてそれが警官の劍であつたことは確であるらしい。

以上は二十九日電氣局前の衝突であるが、更に翌三十日楠公神社西門前に於て同様の事件が起つた。以下は其記述である。

（同書一四六頁）

私共新聞記者は西門内の塀の内側より足場を見付て外部を見てゐた。先頭は衝突を避けて塀に沿ひ北に外れて走り進んだ。其時南の方より騎馬巡查一騎駒の足掻を早めつゝ来るよと見えしが不意にさつと行列の中に馬を乗入れ馬首を一さめぐり廻轉せしめた。其爲に行列は全然中断された。後の一部分は行進を中止して形勢を看望してゐた、後から續く者は別の道を山の手の方へさ避けたらしかつた。

行列の中断された時數名の警官が同じく南の方から飛んで來た。手に手に五尺ばかりの白木の棒を持つてゐた。棒を持つた警官は塀に沿うて先に進める職工の後から逃げ後れたるものに打つてかゝつた。それは先に進んでゐた職工が砂利を投げたからであるさ云ふのが辯明になつてゐるが兎も角その砂利がどれだけの甚だしき危険を警官に加へたかは分らぬけれども警官は棒で打つてかゝつた上に更にあるものは拔劍して斬りつけたのである。

（以下傳聞せる事實を加ふ）

この際の實狀はこの原稿を書いてゐる時尙裁判所で調査中ださうである。

その時ある男は警官に打ちのめされ、合掌して援を乞ふてゐる所を眞向から斬られたのださの説があるが私はそれを實見しなかつた。後にこの事を演説會で辯士が説明しかけるさ必ず中止されてゐた。だから私も斬られた模様は断定せぬが斬られた男が血を流し乍ら警官に引かれて行たのは事實である。

楠公社の西北角では一人の職工が落した帽子を巡查が拾つて被らせてやつた。大層親切な巡查だと思つたらその次の瞬間にいやさ云ふ程横面を擲り付けた。そして矢張り拘引した。

一人の警官は同じ場所で——可成高級の警官らしかつたが——『早く湊川署の管内に職工を追ひ込まんといかん』と云つた。湊川署の管轄區域は楠公西門前の西の有馬道以西であるさうな。私は大變面白い言葉だと思つて

聞いた。

職工は略々四散したので私は彼等の集合地である大倉山に上つた。少し後れたのでその現状は實見しなかつたが新聞記者の一團が二三の職工と話をしてゐるうちに忽ち多くの職工が取り圍んだ。一寸緊張した應答があつたさうである。集つてゐた職工の群は騎馬巡査に追ひ散らされた。

ニ 行商隊

爾來我邦の労働組合にして罷業基金を有する者殆どなく、大電爭議の直後電業員組合が千五百圓の罷業基金を擁し居たる等の例外はあるが、同盟罷工は、罷工職工が各自若干の支出を爲し労働團體の相互的據出による寄附金、一般労働者及び其他の寄附金の援助を受けて罷業を持続する有様であるから、罷工労働者個々の生活を支持すべき罷業惠與金を支出し得ざるは勿論である。而してこの急に應ずべく嘗て東京園池鐵工所の罷工に於て折柄の流感にマスク製造に従事した記録があるが（本年鑑十年版六九頁）其後本年の大阪に起りたる爭議に於ては屢々罷工労働者に依る行商が試みられた。而して神戸の爭議に於ては此試みは

一層大規模に且組織的に行はれた。左に掲ぐるは川崎爭議團行商隊の規約である。

- 一、單位事務所を一區とし其區所屬人員五百名毎に一隊を組織し端數ある時は別に一隊を組織する事を得
- 但し特に必要と認むる場合は聯合委員會の承認に依り成立す
- 二、一隊の附屬人員は二十名を以て限度とす
- 三、各區より一名行商隊聯合委員を選出する事
- 四、行商隊聯合委員は毎日聯合委員會を開催し行商に關する總ての協議をする事
- 五、各隊の販賣品々目は行商隊聯合委員會の承任を得べし
- 六、商品仕入先及其方法は聯合委員會の承任を受くべし
- 七、行商隊聯合委員會の決議は總務の認許により始めて効力を有す
- 八、本行商隊員は總て一定のたすきを掛くる事
- 九、本行商隊は市内は勿論他市にも出張する事を得
- 十、本行商隊は一切戸別訪問販賣をなさざる事
- 十一、行商隊聯合委員は所屬行商隊を統理す
- 十二、本行商隊會計は各區別個になす事
- 十三、行商隊々長は其隊收支決算を毎日一切り所屬事務所會計に報告する事
- 十四、行商隊員の報酬は其隊純益の五割を與

ふるものとす

十五、各行商隊は其隊長を一人選出し隊長は其隊の事務及會計を處理す

行商隊の取扱ひたる物品は石鹼、パン類、青物類、薪、飲料水、雜貨等であつた。行商區域は初めは神戸市内に限られて居たが、後には西は姫路、明石、須磨、東は大阪等今まで區域を擴げた。然し乍ら行商隊が商品を載せた車を引き乍ら會社の入口を徘徊し、市街の要形に位置を占め軟化職工の阻止、罷工破りの監視に努めた功績は特に留意すべきものである。この爲めに彼等は屢屢警官と衝突さへも敢てしたのである。